

第5次総合計画
後期基本計画

(案)

《平成28年1月》

第1章 誰もが健やかに安心して暮らせるまち

第1節 健康で元気なまちづくり

第1項 健康づくりの推進・・・・・・・・・・P 2

第2項 保健・医療の充実・・・・・・・・・・P 4

第2節 次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり

第1項 子育て支援・少子化対策の充実・・P 6

第2項 子どもの健全育成の推進・・・・・・・・P 8

第3節 みんなで支えるやすらぎのまちづくり

第1項 地域福祉の推進・・・・・・・・・・P10

第2項 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・P12

第3項 障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・P14

第4項 介護保険制度の適切な運用・・・・P16

第4節 安定した生活のできるまちづくり

第1項 社会保障制度の適切な運用・・・・P18

第2項 自立支援・・・・・・・・・・P20

第1節 健康で元気なまちづくり

第1項 健康づくりの推進

【現況と課題】

高齢化の進行に伴い、生活習慣病や高齢者の介護などの当事者となる機会はますます増えていくことが予想され、疾病予防や介護予防、健康寿命の延伸の観点から、町民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組む気運が高まっています。

また、現代社会のストレスに対応した心の健康の維持も重要な課題となっています。

本町ではこれまで、健康相談や生活習慣病を中心とした疾病予防のほか、健康体操の普及など、町民が自ら取り組む健康づくりを支援してきました。

しかしながら、こうした事業への参加率はまだまだ低く、町民組織・団体の高齢化も顕著となっています。

今後は、健康情報のさらなる提供・周知をはじめ、町民一人ひとりの健康意識が高まるよう支援体制を充実していくとともに、健康づくり組織としての地区組織（食生活改善推進員・母子保健推進員・各種ボランティア）活動の充実を図り、町・地域が一体となって健康づくりに取り組む体制を整えていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが生涯にわたり健康で元気に暮らすことができるよう、町民一人ひとりが自ら取り組む健康づくり活動を支援していきます。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
BMI※1 \geq 25の人の割合 (40～74歳)	男性 40% 女性 25% (H25年度)	男性 30% 女性 20%	特定健診受診者における肥満の人の割合減少を目指す。
中性脂肪が150以上の人の割合	男性 43% 女性 23% (H25年度)	男性 35% 女性 18%	特定健診受診者における中性脂肪が高値の人の割合減少を目指す。
3歳児むし歯り患率	27% (H26年度)	22%	乳幼児における虫歯の割合の減少を目指す。

※1 BMI
身長からみた体重の割合を示す体格指数。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 健康な生活習慣づくりの支援	○あらゆる機会を通じた正しい健康情報の提供と、健康に対する意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり講演会 各種健康教室、保健指導
	○栄養や食生活改善の指導、喫煙、飲酒習慣の改善指導、歯磨き習慣、健康運動の奨励など、町民自ら取り組む健康習慣づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各種乳幼児健診 食生活改善の推進 ビデオ体操教室 ヘルスロード※²の活用促進
	○気軽に相談できる体制を整え、心の健康づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康相談 電話相談
	○薬物乱用による健康被害情報を提供し、意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用防止運動
2. 保健活動体制の充実	○地区健康づくり組織の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員活動 母子保健推進員活動 町民の自主活動の支援
	○関係機関との連携により、保健活動を支援する体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健と地域保健連絡会 就学指導委員会 家庭教育推進協議会

※2 ヘルスロード

県民の健康づくりのためのウォーキングなど誰もが安全に歩けるコースを茨城県が指定したコース。
（平成27年現在で県内289コース、町内2コース指定）

第2項 保健・医療の充実

【現況と課題】

急速な少子化の進行や、家庭や地域の環境の変化などにより、子育てに不安を持つ親が増加しており、安心して子育てのできる環境づくりや母親や乳幼児の健康づくりは、ますます重要になっています。

また、近年のライフスタイルや価値観の変化などを背景に、偏った食生活や運動不足など健康を損なう生活習慣がみられ、生活習慣病の早期発見や予防がますます重要になっています。各種がん検診については、受診率の向上に努め、早期発見、早期治療につなげて、健康の増進を図る必要があります。

新型インフルエンザをはじめとする感染症対策については、予防接種により、まん延や重症化の防止を図るとともに、危機管理体制の充実に努めることが必要となっています。

医療ニーズの多様化・高度化に加え、感染症の対応など、喫緊の取組が求められており、今後、町内外の保健医療機関との連携を強化し、一次医療、二次医療体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが生涯にわたり健康で元気に暮らすことができるよう、疾病の早期予防や早期発見、感染防止を図ります。

また、町民誰もが身近な地域で適切な医療が受けられるよう、病院・診療所・その他保健医療機関の連携を強化し、診療体制の充実を図ります。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
特定健診 ^{※1} 受診率 (国保加入 40～74 歳)	36%	50%	国保加入者における特定健診受診率の向上を目指す。
大腸がん検診受診率	22.7%	35%	大腸がん検診の受診率の向上を目指す。
予防接種率 (麻しん、風しん 1 期 2 期)	97.7%	100%	予防接種率の向上を目指す。

※1 特定健診

40 歳～74 歳までを対象に、公的医療保険者に実施が義務付けられた内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 母子保健の充実	○関係機関との連携のもと、妊娠・出産・育児の不安の解消や母子の健康づくりを支援し、安心して子育てのできる保健環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診 ・乳児検診、幼児集団検診 ・予防接種 ・離乳食教室、食育教室 ・発達相談、育児相談等
2. 成人・老人保健の充実	○生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療と指導による健康増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査 ・がん検診 ・生活習慣病検診 ・保健指導、栄養指導
3. 感染症対策の充実	○予防接種の実施により、感染症の発生・まん延の予防、重症化防止策の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談指導體制の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種 ・保健指導 ・インフルエンザ予防接種補助
4. 医療・救急体制の充実	○町内医療機関をはじめ、近隣市町との連携により、地域医療体制の充実に努めるとともに、医療機関の利用方法について、町民とともに考えていく体制づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係機関との連携強化 ・広域医療との連携 ・医療機関巡回バス^{※2}の運行
	○各医療機関や関係機関との連携により、緊急時に安心して受診できる救急医療体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療輪番制^{※3}の充実 ・病院群輪番制^{※4}の充実
	○献血意識の高揚と献血者の確保に努め、必要な輸血量の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・献血の推進

※2 医療機関巡回バス

八千代町では、町内の医療機関への交通の利便を確保するため、90か所の停留所から4つの医療機関への巡回・送迎を行っている。

※3 小児救急医療輪番制

近隣7市町（古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町）内において、休日・夜間の小児緊急医療を輪番制で行う制度。

※4 病院群輪番制

近隣7市町の病院群が共同連帯して、輪番制方式により、休日・夜間等における重症緊急患者の入院治療を行う制度。

第2節 次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり

第1項 子育て支援・少子化対策の充実

【現況と課題】

急速な少子化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加など、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化してきています。また、厳しい経済状況のもと、保育に対するニーズは、低年齢化、長時間化など、今後より一層多様化することが予想されます。

本町ではこれまで、保育所による保育をはじめ一時保育、延長保育、放課後児童クラブ、児童手当の支給など児童の育成のための支援を行ってきました。また、「八千代町次世代育成支援対策行動計画後期計画」に引き続き「八千代町子ども・子育て支援事業計画^{※1}」を策定し、子育て支援や少子化問題に取り組んできました。

今後とも“未来の八千代町”を担う子どもたちを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の体制や施策のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、女性活躍推進法^{※2}に基づき、職場における女性の活躍の場の拡大を促すとともに、仕事と生活の調和に向けた取組を推進していく必要があります。

さらに、農業をはじめ商業・工業などの後継者の育成に努めるとともに、社会全体で結婚を支援する機運を醸成し、結婚を望む若者が希望を実現し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを通じて、定住人口の増加につなげていく必要があります。

《基本方針》

社会全体で結婚を支援する機運を醸成し、結婚を望む若者が希望を実現し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
通常保育実利用人数 (町内在住者)	306人	384人	保育所、認定こども園における通常保育の利用者の増加を目指す。
延長保育実利用人数	39人	84人	保育所、認定こども園における延長保育の利用者の増加を目指す。
地域子育て支援拠点事業 ^{※3} 利用件数	1,101件/延	1,500件/延	地域子育て支援拠点の利用件数の増加を目指す。

※1 八千代町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の量の見込みや提供体制の確保、実施時期等を定める計画。

※2 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。

※3 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談や助言などの援助を行う事業。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 子育て支援体制とサービスの充実	○共働き家庭等への支援対策の充実と、家庭で子育てする母親の孤立感の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画の推進と進行管理 子育てサポーター制度 乳児家庭全戸訪問事業 子育て相談事業 地域子育て支援拠点事業 子育て支援情報発信強化事業
	○子育ての不安や悩みを解消するため、子育て世代への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の実施 家庭教育推進協議会主催事業 ブックスタート事業
	○仕事と生活の調和の実現に向けた親の意識改革と働きやすい職場環境づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和（ワークライフバランス^{※4}）憲章の普及 子育てにやさしい職場づくり 女性活躍推進計画の策定
2. 妊娠・出産の支援	○出産に関する不安の解消や不妊治療への支援を充実し、安心して妊娠・出産のできる環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 県不妊専門相談センターの活用 出産子育て奨励金の支給 不妊治療助成事業 子育てガイドブック配布事業
3. 経済的支援の推進	○子育て世代の経済的な負担を軽減するため、手当の支給や助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の支給 出産子育て奨励金の支給 私立幼稚園児の保護者負担軽減事業 医療福祉費助成^{※5} ひとり親世帯放課後児童クラブ利用料助成事業
4. 教育・保育環境の充実	○教育・保育を担う認定こども園の整備を促進するとともに、多様な保育ニーズに対応できる施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園施設整備事業 延長保育、一時預かり事業 病児保育事業、乳児等保育事業 教育・保育施設運営研究事業
5. 結婚支援活動の推進	○関係機関との連携を強化し、若年層の結婚に対する意識の啓発や、独身者の出会いの場を提供するとともに、相談支援体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> いばらき出会いサポートセンター^{※6}等との連携強化及び会員登録の推進 ふれあいパーティー、婚活バスツアー等の実施 婚活イベントへの助成

※4 ワークライフバランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※5 医療福祉費助成

小児（中学生まで）。妊産婦、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障がいの者の健康維持を図るため、医療費の一部を助成するもの。

※6 いばらき出会いサポートセンター

茨城県内在住の独身者に結婚のための出会いと相談の場を提供するため、茨城県と茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した組織。

第2項 子どもの健全育成の推進

【現況と課題】

核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加に伴い、家庭での子育て機能の低下が懸念されるなど、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、“未来の八千代町”を担う子どもたちの健全育成に関する課題がますます複雑化しています。

本町では、「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいて子ども・子育て支援事業に取り組んできました。

今後とも、家庭環境や就労状況等に応じたきめ細かな支援を提供し、家庭や地域が一体となって子どもの健全育成を推進していく必要があります。

《基本方針》

町の未来を担う子どもたちが、心身ともに健全に成長していくことができるよう、家庭や地域が一体となって子どもを守り育て、地域ぐるみの気運・体制を整えていきます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
放課後児童クラブ 実利用人数	204 人/月平均	210 人/月平均	子ども・子育て支援事業計画に基づき、受け入れ体制の拡充を目指す。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 母子保健の充実	○関係機関との連携のもと、妊娠・出産・育児の不安の解消や母子の健康づくりを支援し、安心して子育てのできる保健環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療助成事業 ・各種健診 ・予防接種 ・保健指導 ・関係機関の連携 ・子育てガイドブック配布事業
2. 子ども医療福祉制度の充実	○子どもが健康に育つことのできるよう、医療費の負担を軽減します。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費助成
3. 児童の健全育成の推進	○子どもたちの自立性、協調性を育むため、放課後児童クラブや体験学習活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ委託事業 ・子ども体験学習事業 ・子ども会育成事業
4. 特別支援教育の推進	○障がいのある子や不登校児など、特別な支援が必要な児童に対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室^{※1} ・特別支援教室^{※2}の充実 ・障がい児保育補助
5. 相談体制の整備と児童虐待の防止	○児童の虐待を未然に防ぐため、相談体制を整備するとともに、関係機関や関係者と連携して支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止事業 ・要保護児童対策地域協議会^{※3}

※1 適応指導教室

市町村教育委員会が、長期欠席している不登校の小中学生に別途部屋を用意し、本籍校復帰を目標に学習援助する教室。

※2 特別支援教室

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導及び支援を行う教育。

※3 要保護児童対策地域協議会

関係機関連携により児童虐待等への対応を行う市町村の組織。

第3節 みんなで支えるやすらぎのまちづくり

第1項 地域福祉の推進

【現況と課題】

誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らせるまちが町民の願いであり、高齢社会を迎えた今日、身近な暮らしの場におけるふれあいや支え合いがますます重要になっています。

本町では、これまで社会福祉協議会との連携・協力のもと、各種ボランティアや町内団体への支援やリーダーの育成、活動の拠点となる施設等の充実など、地域における多様な福祉サービスの提供を進めてきました。

今後とも、地域に応じたきめ細かなサービスや、ボランティア活動等のさらなる充実を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、地域での支え合いや助け合いを大切にした地域福祉の体制を整えていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが、住み慣れた地域の一員として、ふれあいを通して、生涯安心して暮らし続けることができるよう、ともに支え合う地域福祉を推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
ご近所声かけ隊 ^{※1} 登録数	34 人	58 人	登録者の増加を目指す。
福祉ボランティア団体数	5 団体	7 団体	団体の増加を目指す。
地域福祉計画 ^{※2} の策定	—	策定	地域福祉計画の平成 32 年度までの策定を目指す。

※1 ご近所声かけ隊

ご近所同士での声かけや見守り、防犯に関する活動を行うボランティア。

※2 地域福祉計画

市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画。

(地域における福祉サービスの適切利用、社会福祉事業、活動への住民の参加の促進に関する事項など)

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 地域福祉体制の整備	○町民参画のもと、地域福祉活動の拠点となる施設の充実と利活用を図ります。	・拠点集落センターの利活用
	○地域の福祉活動の総合的な指針となる地域福祉計画の策定を進め、地域福祉の人づくりと体制を強化します。	・地域福祉計画の策定
2. 地域福祉活動の推進	○高齢者や障がい者など、援助を必要とする人たちを地域で支援する気運の醸成や活動を支援します。	・情報発信・PRの強化促進 ・団体等への支援 ・ご近所声かけ隊の支援
3. 社会福祉協議会・関係団体の連携強化	○社会福祉協議会の独自施策の強化を促進するとともに、民生委員や社会福祉関係団体の育成・援助を図ります。	・関係団体との連絡調整強化 ・研修会の実施
4. ボランティア活動の推進	○ボランティア連絡協議会を中心に「いつでも、どこでも、誰もが」参加できるボランティアの体制づくりを図ります。	・ボランティアセンターの活動 ・研修会の実施、広報啓発 ・ボランティアリーダーの育成

第2項 高齢者福祉の充実

【現況と課題】

平成27年3月現在、本町の高齢化率は25.4%と国、県よりやや低い状況となっておりますが、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあります。また、高齢者医療費の増加、介護認定者、認知症の増加などから、高齢者が健康で安心して暮らし、生きがいをもって社会参画できる環境の整備はますます重要になっていきます。

本町ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センター^{*1}が中核となって、高齢者の生活や介護に関する相談や介護予防に関する事業を進めてきました。

今後は、これまでの取組の成果を生かし、生活支援・介護支援など福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、認知症への対応や生きがい対策の推進など、高齢者が自立して、いきいきと暮らせる地域づくりを推進していく必要があります。

《基本方針》

高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康でいきいきと自立した生活を送れるよう、介護予防や介護する家族への支援、生きがい対策、認知症への対応、在宅医療の推進などに取り組み、地域包括ケアシステム^{*2}の実現を目指していきます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
福祉タクシー利用料助成 ^{*3} 件数	339件	500件	対象者における利用件数の増を目指す。

※1 地域包括支援センター

介護保険法に基づき市町村に設置される地域住民の保健・福祉・医療、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置される。

※2 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すシステム。

※3 福祉タクシー利用料助成

在宅の障がい者や高齢者等が医療機関への通院や福祉施設への通所をするため利用するタクシー料金の一部を助成するもの。八千代町では、障がい者の方、65歳以上の単身世帯及び75歳以上の高齢者のみの世帯で所得税非課税世帯の方で、自動車税が減免されていない方を対象に初乗運賃相当額を助成している。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 高齢者の社会参画と生きがいづくり	○活力と生きがいに満ちた「活動的な85歳」を目標に、高齢者の多様性や自発性を尊重しながら、社会参加活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業 ・心配ごと相談事業 ・高齢者生きがい対策事業 ・老人クラブ活動助成事業
2. 生活支援サービスの推進	○家族支援事業、低所得者対策事業など、高齢者の健康でいきいきとした生活のための支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー利用料助成事業 ・老人日常生活用具給付事業 ・ねたきり老人等紙おむつ助成事業 ・緊急通報システム事業※4 ・ひとり暮らし老人愛の定期便事業 ・理髪料助成事業 ・介護者リフレッシュ事業 ・敬老祝い贈呈事業
3. 高齢者対策の推進	○身寄りのない高齢者の支援、介護認定前の生活不自由者に対する生活援助、要支援者へのケアマネジメントなどを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設入所相談 ・軽度生活援助事業 ・地域支援事業の充実 ・運動教室の実施
	○要支援・要介護となるおそれの高い高齢者を対象とする運動機能の維持促進を図ります。	
	○高齢者の虐待防止、権利擁護の啓発、認知症についての理解など、高齢者に関する総合相談体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者総合相談窓口の設置 ・地域包括支援センターの機能強化 ・認知症サポーターの養成 ・認知症地域支援推進員※5の配置

※4 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者の急病や災害などの事態に、簡単な操作で緊急事態を受信センターに通報できる装置を設置する事業。

※5 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うコーディネーター。

第3項 障がい者福祉の充実

【現況と課題】

本町ではこれまで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^{※1}に基づき、障がい者が自立した社会生活を送れるよう、相談指導、スポーツ・レクリエーション活動の推進や心身障がい児通園事業等を通して、ノーマライゼーション^{※2}の理念のもと、社会参加の促進に努めてきました。

また、更生医療や日常生活用具の給付、各種手当の支給など経済的支援のほか、手帳交付などの援護事務、障がい者施設への入所支援など「八千代町障がい者プラン^{※3}」に基づき、障がい者福祉の充実に努めてきました。

今後とも、障がい者の自立と社会参加の一層の促進に向けて、障がい福祉サービスや各種の福祉サービス、保健医療、教育・育成、雇用・就労などの総合的な支援体制を確立する必要があります。

《基本方針》

障がい者が住みなれた地域社会のなかで、家族とともに、安心していきいきとした生活を送れるよう、ハード・ソフト両面から障がい者の自立を支援していきます。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がい者及び障がい児が自立した日常又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、また、障がいの有無にかかわらずお互いが人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律。

※2 ノーマライゼーション

障がい者と健常者が特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※3 八千代町障がい者プラン

障害者基本法に基づき制定された障がい者のための施策に関する障害者計画。障害者自立支援法に基づき、地域における障がいのある人の生活や社会参加を支援するために策定した「障害福祉計画」を含む。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 自立支援システムの確立	○障がい者福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの充実を図り、新しい制度の円滑な運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付 ・地域自立支援協議会^{※4}の設置 ・利用者保護促進事業 ・難病患者に対する見舞金の支給
2. 教育・育成の充実	○障がいのある子の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策に至るまで、保健・医療・教育・労働等の関係機関の連携により、地域における総合的な支援ネットワークの構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育 ・障がい児定期療育強化事業 ・障がい児支援体制の構築 ・親子すこやか交流事業
3. 雇用・就労の場の支援	<p>○障がい者のライフステージや年代に対応した適切な職業リハビリテーションを推進します。</p> <p>○雇用と福祉施設の連携強化を図り、福祉的就労の場から雇用への移行促進、雇用・就労の場の確保対策の推進など、職業を通じた自立と社会参加を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進対策の普及、啓発、広報 ・障がい者福祉サービス就労事業 ・障がい者試行雇用事業 ・職場適応助演者支援事業
4. バリアフリーの地域づくり	○「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例 ^{※5} 」をはじめ、法令に基づくバリアフリー ^{※6} のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ガイドマップの作成 ・障がい者団体等の活動助成

※4 地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づき、市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

※5 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、ともに安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいくために、平成8年に制定された条例。

※6 バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

第4項 介護保険制度の適切な運用

【現況と課題】

介護保険制度は、平成12年の施行以来15年を経過し、今後はさらなる事業の定着と充実が期待されています。

本町では、高齢化の進展に伴い要介護者も増加しており、平成27年4月現在、要介護（要支援）認定者数は821人、第1号被保険者に対する割合（認定率）は約14.0%となっており、介護サービスの利用率は87.7%となっています。

今後とも、3年ごとに見直しされる「介護保険事業計画^{※1}」に基づき、高齢者が住み慣れた地域・家庭で充実した高齢期を送ることができるよう、継続的・総合的に支援していく必要があります。

《基本方針》

要支援・要介護者の尊厳の保持を基本に、一人ひとりのニーズに合った質の高い介護サービスや介護予防サービスを提供していくため、介護保険制度の適切な運用のもと介護サービスの基盤整備や事業の充実を図ります。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 （平成26年）	目標値 （平成32年）	目標設定の考え方
シルバーリハビリ体操指導士 ^{※2} による健康教室の開催	開催数延109回 延べ人数1532人	開催数延150回 延べ人数3,000人	参加人数の倍増を目指す。

※1 介護保険事業計画

都道府県及び市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。

※2 シルバーリハビリ体操指導士

茨城県が認定している地域の介護予防の担い手として期待されるボランティアの指導士。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 介護サービスの充実	○要介護になっても住み慣れた家庭や地域のなかで、生きがいを持ち暮らし続けられるよう介護サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の適正化 ・3年ごとに「介護保険事業計画」の策定 ・介護サービス事業所等の育成
	○要支援認定者の介護予防と状態の維持改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業所の運営支援
2. 一般介護予防の充実	○介護予防活動の普及・啓発を図り、地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「シルバーリハビリ体操指導士」の活用 ・運動教室の実施
3. 高齢者総合相談の推進	○健康・介護・虐待・認知症など高齢者の生活に関する総合相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーミニ講座 ・地域包括支援センターの充実
4. 介護サービスの基盤整備	○介護施設の充実や人材の育成確保など、介護サービスを提供する基盤整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設への支援
5. 生活支援体制の整備	○高齢者の在宅生活を支えるための、ボランティアや民間企業等による多様な主体によるサービスの提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）^{※3}の配置 ・ボランティア等の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化

※3 生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、生活支援等サービスの提供体制の構築や取りまとめを支援する職員。

第4節 安定した生活のできるまちづくり

第1項 社会保障制度の適切な運用

【現況と課題】

本町では、平成20年度から特定健診・特定保健指導事業を核とし、生活習慣の改善、未病者の健康増進や多受診防止による健康指導などの活動を、保健センター、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と共同で実施してきました。

今後とも、関係機関と協力・連携を図りながら、健康増進運動を全町的に展開し、健診の受診率向上に努めることにより、健康な長寿社会の実現に取り組むとともに、増加する医療費の負担軽減を図る必要があります。

また、適正な国保税の賦課・徴収を行うことにより、財源の確保を図りながら各事業の実施を行う必要があります。

さらに、平成30年度からの国民健康保険の県単位化の決定に伴う様々な制度改正に対し、国及び県と緊密に連携し、適切かつ迅速に対応していく必要があります。

医療福祉費助成制度では、これまで県の制度に加え、町単独の制度として範囲を拡充して助成を行ってきました。今後とも、町財政状況を踏まえつつ、医療費助成の適切な運用を図る必要があります。

国民年金制度については、引き続き制度の重要性の周知と加入促進を図っていく必要があります。

《基本方針》

各制度における公平かつ適正な課税・徴収を図るため、相互扶助で成り立つ社会保障制度への理解を深めるとともに、各制度改革等の動向を見据えながら、その運用に適切かつ迅速に対応していきます。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
特定健診受診率 (国保加入40～74歳)	36%	50%	国保加入者における特定健診受診率の向上を目指す。
後期高齢者の健康診査受診率	17%	19%	対象者における健康診査の受診率の向上を目指す。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 国民健康保険制度の適切な運用	○制度の周知と適切な運用のもと、未病、予防への関心を高め、一人ひとりの健康づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な保険給付 ・医療費の適正化 ・保険税の適正な賦課と納税相談 ・人間ドック助成事業 ・特定健診、特定保健指導
2. 後期高齢者医療制度の運用	○制度の適切な運用のもと、高齢者医療の充実を図るとともに、高齢者自らの健康の保持増進を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収と納付相談 ・健康診査の実施
3. 国民年金制度の周知と加入促進	○国民年金制度の重要性を周知し、加入促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページによる広報活動 ・年金相談
4. 介護保険制度の充実	○介護保険制度の適切な運用のもと、介護サービスの基盤整備や事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの充実 ・介護予防の促進 ・高齢者総合相談 ・介護サービスの基盤整備
5. 医療費助成の充実	○小児（中学生まで）、妊産婦、母子・父子家庭及び重度障がい者の医療費の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費助成

第2項 自立支援

【現況と課題】

本町ではこれまで、関係機関や民生委員などと連携を強化し、生活相談や指導を実施するとともに貸付制度等の活用を図り、低所得者への福祉や生活向上、自立に向けた支援を行ってきました。

長引く社会経済情勢の低迷により、今後ますます低所得者層が増加することが予想されることから、適切なアドバイス・相談を通じて、早期自立を支援していく体制を強化していく必要があります。

《基本方針》

低所得者等の自立を支援・促進するため、一人ひとりの状況に応じた対策の実施など生活保護制度等の適正な運営に努めます。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 低所得者福祉の充実	○低所得者の生活を支援するため、各種貸付制度等の適切な活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉、就労支援のための地域協議会設置 ・住宅手当の支給 ・総合支援資金貸付事業 ・小口資金貸付事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・生活保護の申請受付、相談
2. 自立への支援	○低所得者の早期自立を支援するため、関係機関や民生委員などとの連携を強化し、実態の把握に努めるとともに、相談指導サービスを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業

第2章 緑豊かで安全・快適な生活環境のまち

第1節 安心・安全に暮らせるまちづくり

- 第1項 消防・救急体制の充実・・・・・・・・・・P22
- 第2項 防災体制の充実・・・・・・・・・・P24
- 第3項 交通安全・防犯対策の推進・・・・・・・・P26

第2節 自然豊かな住み良いまちづくり

- 第1項 自然環境の保全と景観形成・・・・・・・・P28
- 第2項 計画的な土地利用の推進・・・・・・・・P30
- 第3項 市街地の整備と良好な住環境の形成・・P32

第3節 快適で便利に暮らせるまちづくり

- 第1項 快適な環境づくり・・・・・・・・・・P34
- 第2項 道路・交通環境の整備・・・・・・・・・・P36
- 第3項 上下水道の整備・・・・・・・・・・P38

第1節 安心・安全に暮らせるまちづくり

第1項 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

本町の消防・救急体制は、茨城西南広域市町村圏事務組合で対応しており、常備消防・救急業務を担当する下妻消防署・八千代分署が設置されているほか、非常備消防として町消防団、自主防災組織として自衛消防団等が組織されています。

火災をはじめとした各種災害は複雑・多様化しており、災害や事故における不断の備えの重要性がますます高くなっているため、今後も消防力の強化を図り、災害の未然防止や被害の軽減に努めるとともに、救急業務のさらなる充実を推進する必要があります。

消防救急無線については、平成28年5月に現行のアナログ方式からデジタル方式になり、通信業務もいばらき消防指令センター^{※1}に移行されることから、これらへの対応が急務となっています。

また、火災予防運動や防災訓練、各種啓発活動を通して、町民の防火意識の高揚に努めるとともに、消防団員の確保を図っていく必要があります。

《基本方針》

火災等の災害から町民を守り、安全・安心な暮らしを確保できるよう、消防力の強化、救急業務の高度化を図り、災害の未然防止や被害の軽減に努めます。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
消防団員数	192名	192名	消防団の充実と団員（定数）の確保を図る。

※1 いばらき消防指令センター

茨城県内20消防本部33市町の災害通報の受信、出動指令その他の消防指令業務を共同で行う指令センター。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 消防・救急体制の充実	○常備消防・救急体制の整備及び充実強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・常備消防体制の充実 ・消防救急無線のデジタル化 ・共同通信指令業務への対応
2. 消防団の充実強化と地域防災の充実	○消防団の活動に必要な装備品の充実を図るとともに、施設の整備更新を行い、消防団の充実強化を推進します。また、火災予防運動や防火訓練などの実施により、防火意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利の維持管理 ・消防車両の更新 ・消防団装備品の整備 ・防火訓練の実施 ・水防訓練の実施 ・家庭用火災警報器設置推進 ・火災予防運動の実施 ・防火クラブ活動の支援

第2項 防災体制の充実

【現況と課題】

「地域防災計画^{*1}」や「国民保護計画^{*2}」に基づき、南関東直下地震や集中豪雨などによる大規模自然災害を想定した防災体制づくりや、防災無線、移動系防災無線の設備更新による情報伝達手段の強化など、各種災害に即応できる体制づくりが重要となっています。

また、平時より災害時に備えるため、食糧や生活必需品等の備蓄体制の整備、災害時連携協定の締結や地域住民との総合防災訓練の実施など、総合的な対策が必要となっています。

さらに、町民の防災意識の高揚、自主防災組織等の育成強化を図るとともに、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に対する地域ぐるみの支援体制を確立していく必要があります。

ハード面では、鬼怒川堤防の早急な強化を促進するとともに、公共施設等総合管理計画^{*3}を策定し、避難所となる施設の耐震化や維持管理を計画的に行っていく必要があります。

《基本方針》

あらゆる災害から町民の生命財産を守り、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するため、町民の理解・協力を得ながら防災施設・体制の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
防災備蓄倉庫数	1箇所	6箇所	各小中学校に、1箇所/年の整備を目指す。
自主防災組織カバー率	87.7%	90.0%	地域における自主防災組織の世帯数カバー率拡充を目指す。

※1 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が防災のために処理すべき業務などを具体的に定める計画。

※2 国民保護計画

国民保護法に基づき指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画。

※3 公共施設等総合管理計画

町が所有する全ての公共施設等を対象に、現況及び将来の見通し、また更新や長寿命化など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める計画。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 防災体制の充実	○地域防災計画や国民保護計画の見直しを行うとともに、災害時における情報伝達や初動体制を確立し、きめ細かな防災体制づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒川危険箇所の把握 ・地域防災計画の見直し ・各種マニュアルの整備 ・災害時連携協定の締結 ・災害時要援護者個別計画※4
2. 防災施設の整備	○防災行政無線同報系の維持管理や情報伝達手段の設備更新を図ります。また、備蓄倉庫等の整備により、災害時に即応できる基盤整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線の維持管理 ・県防災システムの運用 ・防災備蓄倉庫の整備 ・避難場所の確保
3. 町民参加による防災活動の推進	○町民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等による身近な防災体制の強化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種啓発活動 ・総合防災訓練の実施 ・自主防災組織の育成、強化
4. 災害に強いまちづくり	○避難場所の確保や防災機能を配慮した道路や街路等の整備、公共施設等の耐震化、鬼怒川堤防の強化など、災害に強いまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒川堤防の強化促進 ・公共施設等総合管理計画の策定 ・公共施設の耐震化

※4 災害時要援護者個別計画

災害時に、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要援護者個々に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を定める計画。

第3項 交通安全・防犯対策の推進

【現況と課題】

本町における交通事故の発生件数はわずかながら減少傾向にありますが、高齢者が関係する死亡事故が県内でみると全体の約45%を占めており、今後さらに増加することが懸念されているほか、死亡事故全体では、道路横断中の事故や夜間の事故が多く報告されています。

また、交通マナーの悪さを指摘する声も多く、今後とも家庭、学校、職場及び地域等においてルールの遵守や交通モラルの向上を図っていく必要があります。

防犯対策については、都市化の進展や社会情勢の変化に伴う地域の連帯意識の希薄化、青少年を取り巻く環境の悪化など、犯罪の発生要因が年々増加しつつあります。本町ではこれまで、犯罪から町民を守り、かつ犯罪を未然に防止するため、防犯施設の整備をはじめ、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、犯罪を生まない地域環境づくりに努めてきました。

しかしながら、昨今の犯罪状況は悪質化、低年齢化し、高齢者など弱者を対象とした犯罪も増加傾向にあります。今後は、より一層の防犯体制の強化に向けて、地域が一体となって防犯活動を推進することが急務となっています。

《基本方針》

事故や犯罪のない安全な八千代町づくりの実現のため、警察署、関係団体や町民との連携のもと、町ぐるみの交通安全対策や防犯活動など、安全な環境づくりを推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
交通安全教室開催回数	15回/年	20回/年	高齢者に対する交通安全教室開催の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 交通安全意識の高揚	○交通安全意識の高揚を図るため、各種団体や関係機関との連携により、交通安全教室や街頭活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> • 各種交通安全教室 • 交通安全の街頭活動 • 交通指導車の更新
2. 交通安全施設の整備	○交通事故を防止するため、交通安全施設の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> • 反射鏡、道路照明灯の整備 • 信号機等の設置要望
3. 交通安全活動環境の強化	○交通ルールやマナーの向上を図り、交通事故防止に努めるため、関係機関や団体との連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> • 交通安全関係団体の支援
4. 防犯環境の整備	○犯罪の抑止、通学路の安全確保を図るため、防犯施設の整備を進めます。また、防犯体制の強化のため、関係機関と連携を取りながら、防犯カメラの設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 防犯灯の整備、維持管理 • 防犯カメラの設置
5. 防犯活動の推進	○犯罪や事故のない安全なまちづくりのため、関係機関や団体との連携を強化し、防犯パトロールなどを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> • 防犯パトロールの実施

第2節 自然豊かな住み良いまちづくり

第1項 自然環境の保全と景観形成

【現況と課題】

都市公園である八千代町民公園・中結城地区公園は、やすらぎや憩い・交流の場であるとともに、環境保全、景観形成等の面においても重要な役割を果たしています。今後は、こうした機能を維持するために、町民の協力を得ながら適切な管理に努めていく必要があります。

また、八千代中央地区における街区公園の整備をはじめ、市街地や集落の整備とあわせて町民の憩いの場として自然と親しむことができる空間、防災拠点として公園・緑地の整備を確保していく必要があります。

本町は、鬼怒川の豊かな流れをはじめとする河川と、そこに広がる広大な田園地域に点在する平地林、屋敷林など、豊かでのどかな自然田園環境を有しています。鬼怒川、山川、東仁連川、飯沼川などの一級河川は、災害防止のための護岸改修が計画的に進められており、新堀川等の準用河川とあわせて、町民が安心して生活を営むための改修事業を推進する必要があります。

近年、河川敷や堤防などに、粗大ごみなどの不法投棄が見られるところがあり、環境保全・景観の維持のため、今後さらに適正な管理を進めていく必要があります。

《基本方針》

町民の憩い・ふれあいの場としての役割はもとより、防災機能を兼ね備えた安全・安心な空間を確保するため、既存公園の維持管理に努め、有効活用を図ります。

また、本町の自然環境を象徴する田園空間やそこを流れる河川、平地林などの美しい環境を町民とともに保全しながら、良好な景観の形成に努めます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
整備した平地林の面積	11.5ha	18.5ha	身近なみどり整備事業により平地林7haの整備を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 公園・緑地の整備活用	○老朽化施設の計画的な整備を図るとともに、適切な管理に基づき、安全・安心な公園づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設、遊具の定期点検 固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画による適正管理
	○既存公園の有効活用や町民との協働による維持管理に努めるとともに、新たな公園整備の手法について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな公園整備の検討 既存施設の有効活用と維持管理手法の検討
	○各種運動公園の適正な維持管理と有効活用を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 運動公園の維持管理
2. 河川・水路の整備	○河川の整備や改修を進めるとともに、用排水路の排水対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修の要望 水路の整備と修繕 樋管や樋門の管理 かんがい排水事業 湛水防除事業^{※1}
3. 河川環境の保全	○町民とともに、河川の環境保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 鬼怒川クリーン作戦
4. 平地林の保存活用	○地権者や近隣住民の協力を得ながら、平地林の整備・保存に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 身近なみどり整備推進事業
5. 良好な景観形成の推進	○地区計画や各種協定による適正な規制・誘導を進めるとともに、良好な景観の形成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の指導 地区計画による建築指導

※1 湛水防除事業

湛水被害を生ずる恐れのある地域における、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、地下浸透施設、排水路、堤防等の湛水排除の恒久対策を講ずることを目的とした事業。

第2項 計画的な土地利用の推進

【現況と課題】

本町では、総合計画や都市計画マスタープラン^{※1}及び農業振興地域整備計画^{※2}等に基づき、計画的な土地利用の実現に努めてきました。

今後とも、公共の福祉を優先に自然環境の保全を図りながら、合理的・計画的そして秩序ある土地利用を推進していく必要があります。

特に、市街化区域では、住居系は土地区画整理事業による良好な市街地の整備、非住居系については、古河名崎工業団地の整備や圏央道^{※3}、筑西幹線道路等の整備による利便性の向上に伴い、新たな工業系用地の確保を検討していく必要があります。

また、市街化調整区域については、優良な田園環境や自然環境の保護・保全に留意しながら有効利用を進めていく必要があります。

《基本方針》

公共の福祉と自然環境の保全を基本に、関係法令などの適切な運用のもと、計画的・合理的な土地利用を推進します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
八千代中央土地区画整理事業進捗率	81.6%	89.6%	事業費ベースで8%の進捗を目指す。
企業立地重点促進区域の指定 ^{※4}	2箇所	3箇所	新工業系ゾーンでの区域指定を目指す。

※1 都市計画マスタープラン

都道府県及び市町村が定める、都市計画に関する基本的な方針を定める計画。

※2 農業振興地域整備計画

優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画。

※3 圏央道（首都圏中央連絡自動車道）

都心から半径およそ40km～60kmの位置に計画された、延長約300kmの高規格幹線道路。

※4 企業立地重点促進区域

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく区域。工場立地法における特定工場のうち、重点促進区域に立地、または新規で立地する工場については、緑地面積率と環境施設面積率が条例で定める範囲で緩和される。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 計画的な土地利用の推進	○土地利用関係法などの適切な運用を図るとともに、本計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画に基づき、計画的・合理的な土地利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の総合調整 ・都市計画基礎調査業務 ・都市計画マスタープランの適宜見直し
2. 適正な市街化の推進	○土地区画整理事業の早期完成に向けて、保留地の処分に努めるとともに、適正な規制・誘導により、民間住宅の開発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代中央土地区画整理事業
	○西山工業団地西側地区における企業拡張に伴う市街化区域の編入を行うとともに、新たな工業系ゾーンにおける企業立地重点促進区域の指定に向け、関係機関との調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域の編入、用途指定 ・地区計画の決定 ・茨城県西産業活性化協議会^{※5}による計画見直し
3. 優良農地の確保	○農業振興地域整備計画の適切な管理・運用により、集团的優良農地の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画の見直し

※5 茨城県西産業活性化協議会

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、産業集積の形成等に関する計画及び実施に関する協議を行うための協議会。茨城県と関係市町（結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町）及び関係団体等で構成。

第3項 市街地の整備と良好な住環境の形成

【現況と課題】

本町では、平成元年より八千代中央土地区画整理事業が施行され、公共施設の整備と宅地の利用促進を図るべく、仮換地の指定や保留地処分などを積極的に推進してきました。

また、平成 11 年には施行地区を拡大（第2工区）し、計画的な中心市街地の形成に努めてきました。

長引く不況や地価の下落等の影響から、保留地処分が停滞するなどの課題に直面していましたが、価格の見直しや近年の定住促進の取組みにより保留地処分も進んでおり、今後は新たな財源の確保も視野に入れた対応の検討が必要となっています。

また、町内の公共施設や木造住宅等については、耐震改修促進計画に基づきながら順次耐震化を促進していくとともに、公共施設等総合管理計画を策定し計画的な修繕や維持管理に努めていく必要があります。

さらに、今後の人口減少に対応し、町の活力を維持するため、地方版総合戦略^{※1}に基づき、雇用や定住、結婚・子育て支援、地域連携によるまちづくりなどの施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

《基本方針》

町の中心となる市街地の公共施設の総合的な整備や宅地の利用促進など、計画的な市街地の整備を図るため、土地区画整理事業を推進し、早期完成を図ります。

また、良好な住環境の形成に努めるとともに、若者層の人口流出を少なくし、人口の定着を図るため、定住対策や都市住民の移住・交流につながる施策を推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
八千代中央土地区画整理事業進捗率	81.6%	89.6%	事業費ベースで 8%の進捗を目指す。
保留地処分率	51.2%	70.0%	保留地の面積ベースで 20%程度の処分を推進する。

※1 地方版総合戦略

少子高齢化、人口減少が問題となっているなか、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき、定住促進や雇用の創出、子育て支援策、安心して暮らせるまちづくりなどについて、5 年間の目標や具体的な施策を定める計画。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 市街地の整備	○土地区画整理事業については、事業計画の変更を検討し、事業の早期完成を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代中央土地区画整理事業 ・公共事業再評価
2. 住宅対策・住環境整備	○土地区画整理事業の早期完成に努め、良好な住宅・宅地の供給を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代中央土地区画整理事業 ・保留地住宅支援助成金制度
	○旧建築基準法により建築された木造住宅の耐震化の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進計画※²に基づく事業推進 ・木造住宅耐震診断事業 ・木造住宅耐震改修補助金交付事業
3. 定住対策、移住・交流の推進	○若者層の人口流出を防ぐため、新たな企業の誘致や、公共交通、広域交通網の整備等に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・(仮称)町公共交通会議の設置
	○町の魅力を最大限に生かし、総合的な施策を展開することにより、移住・交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農村交流の推進 ・ふるさと納税推進事業 ・移住者への情報提供 ・空き家の利活用の推進 ・転入者への支援
	○子どもたちの愛郷心の醸成や、若者の交流支援、定住環境の整備を行い、町への定住を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における「ふるさと教育」の実施 ・子どもたちの地域活動への積極的な支援 ・若者の交流支援 ・定住環境の整備 ・定住者への支援

※2 耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正（平成18年1月26日施行）に基づき、都道府県及び市町村が策定する住宅・建築物の10年後の耐震化の目標や耐震化の促進を図るための施策等を定めた計画。

第3節 快適で便利に暮らせるまちづくり

第1項 快適な環境づくり

【現況と課題】

本町のごみ排出量は、近隣市町と比べ少ない水準ですが、ごみの分別が一部徹底されていないため、効率的なごみ処理に支障をきたしています。そのほか、ゴミの不法投棄や野焼き等に対する町民からの苦情も増加しており、今後は、一般廃棄物減量等推進員^{※1}主導によるごみの分別徹底を図るとともにパトロールを強化し、ごみの不法投棄や野焼き等の防止及び早期発見に努める必要があります。

また、空き家等の問題が全国的に注目されるなか、本町においても件数が増加傾向にあり、環境のみでなく防犯上も問題となることから、法に基づく積極的な指導や対策を図る必要があります。

さらに、地球温暖化対策については、「八千代町役場地球温暖化対策実行計画^{※2}」後期計画の推進により温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、さらなる削減を目指し、平成24年度に第3次計画を策定しました。この計画は、平成22年度を基準として、平成28年度までの5年間で温室効果ガス排出量を5%削減することを目標としています。本計画の推進及び結果の公表により、町民に地球温暖化問題の重要性を認識してもらえよう、目標達成に向け省エネルギー・省資源化につながる取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図る必要があります。

《基本方針》

将来の世代へ継承できる快適な環境づくりの実現に向けて、住民主導によるごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会の形成に努めます。

また、地球温暖化問題については、役場が率先して温室効果ガスの排出削減に努め、八千代町役場地球温暖化対策実行計画第3次計画の目標達成を目指します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
可燃物ごみ処理の状況	4,486 t (H25年度)	4,082 t	可燃ごみの排出で9%程度の削減を目指す。
温室効果ガス排出量削減 (H22年対比)	1,907 t -CO ₂ (H22年度)	1,811 t -CO ₂ (H28年度)	「八千代町役場地球温暖化対策実行計画第3次計画」に基づき、町公共施設における電気使用量等の削減を目指す。

※1 一般廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量化・資源化の推進及び環境衛生の向上を図り快適な生活環境づくりを推進するため、町長が行政副区長に委嘱。

※2 八千代町役場地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、自治体が自らの事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減をするために策定された実行計画。(第3次計画の期間は平成24年度から平成28年度。)

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 環境美化・環境衛生対策の推進	○町民の理解と協力のもと、互いに住みやすい環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録、狂犬病予防注射 ・飼い主へのマナー啓発 ・不法投棄、埋立て、盛土等への対応 ・水質の保全 ・空き家の実態調査 ・空き家の指導
2. 公害防止対策の推進	○悪臭や騒音振動、水質汚濁などの公害発生源に対する調査・指導・監視体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・監視体制の整備 ・調査指導、施設立入検査
	○野焼きやあき地の雑草等、土地所有者や管理者への適切な管理指導に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地の雑草等指導 ・野焼き指導
3. ごみ処理対策の推進	○ごみの減量化やリサイクルの促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の指導 ・クリーン作戦の支援 ・生ごみ処理機購入補助 ・ごみ処理施設の維持管理
	○ごみの不法投棄を防止するため、監視体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止の啓発 ・監視体制の整備
4. し尿処理対策の推進	○家庭用浄化槽の適正な維持管理の周知徹底を図るとともに、し尿処理施設の適正な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の維持管理
5. 温暖化防止対策の推進	○温室効果ガス削減目標を達成するため、電気使用量等の抑制を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の啓発 ・住宅用太陽光発電システム設置補助

第2項 道路・交通環境の整備

【現況と課題】

自動車社会の進展や人口減少などの影響により、路線バスなどの公共交通の利用者は急激に減少しており、路線廃止や便数の減少により、学生や高齢者などの移動手段の確保が困難になっています。特に、本町の路線バスは古河方面からの1路線であり、町の中心を通過する路線がないため、鉄道利用者が本町に訪れるための交通アクセスの確保や利用促進も課題となっています。

現在、医療巡回バスの運行や福祉タクシーへの助成を行っていますが、今後、高齢化が進むなか、独居老人など交通弱者に対する公共交通の在り方を検討していく必要があります。

本町の道路網は、町の中央を東西に通過する国道125号、南北方向の主要地方道結城坂東線が幹線道路となっており、その他の県道や広域農道がこれらを補完する体系となっています。このうち、国道125号は、交通量も年々増加し、特に、朝夕における混雑が激しくなっています。今後とも交通量の増加が見込まれるため、バイパス化や歩道の設置により歩行者の安全と円滑な自動車交通の確保を図る必要があります。

また、県道については、幅員が狭く、歩道がないところも多いため、児童生徒の通学の安全確保が求められています。

さらに、整備が進められている筑西幹線道路については、広域的な交通ネットワーク形成を図るうえで早期の完成が望まれています。

幹線町道は、一級町道8路線、二級町道3路線の道路改良を実施し、平成27年3月現在、改良率は70.8%となっていますが、今後とも一層の整備推進が求められています。

また、改良済みの区間でも損傷が激しい箇所があり、広域農道も含めて補修が必要となっています。

一般町道は、平成27年3月現在、舗装率71.5%となっていますが、今後とも緊急度や必要性を考慮しながら、舗装・補修や排水整備、清掃等適切な道路管理を進めていく必要があります。

町道の橋梁については、老朽化に対応する必要があり、事後的な修繕や架け替えから予防的な修繕や計画的な架け替えへの転換を図り、橋梁の長寿命化を図る必要があります。

《基本方針》

町民の移動の利便性の向上を図り、日常の交流による地域活性化に資するため、公共交通の維持確保と利用促進を図ります。

また、広域的な交通ネットワークの確保とともに、町道の計画的な整備や橋梁の適切な維持管理を推進します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
一級町道改良率	55.3%	58.7%	一級町道の道路改良率の向上を目指す。
都市計画道路整備率 (都計道 5 路線の整備率)	66.2%	85.9%	都市計画道路 5 路線の整備延伸を目指す。
橋梁長寿命化計画 ^{※1} の見直し	策定	見直し	橋梁の長寿命化のため、H30に計画を見直す

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 広域交通網の整備	○首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道の整備に対応し、広域的な交通ネットワークの整備促進、国道や県道の整備促進を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国道や県道の整備促進 ・筑西幹線道路の整備促進 ・古河市との連絡道（間中橋・八千代線）の整備
2. 公共交通の維持確保	○公共交通の維持確保や公共交通の利用促進を図るとともに、新たな公共交通手段の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの維持確保 ・利用促進の啓発 ・福祉タクシー利用料金助成 ・東京直結鉄道(地下鉄 8 号線)の誘致活動 ・(仮称)八千代町公共交通会議の設置 ・公共交通手段の検討
3. 町道等の整備	○幹線道路については、地方道路計画等に基づき、財源確保に努めながら、計画的な整備を推進します。	・幹線町道整備事業
	○一般町道については、状況の把握により整備を行います。	・舗装、排水整備等事業
	○都市計画道路については、土地区画整理事業との連携を図り、整備推進を図ります。	・八千代中央土地区画整理事業
4. 道路の維持管理	○安全な道路を維持するため、適切な管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装補修工事 ・町道清掃 ・道路台帳整備
5. 橋梁の維持管理	○老朽化した橋梁の計画的な整備や維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化計画^{※1}の見直し ・橋梁点検 ・橋梁補修工事

※1 橋梁長寿命化計画

地方公共団体が管理する道路橋に関して、予防的な修繕及び長寿命を図る修繕等の対策を定める計画。

第3項 上下水道の整備

【現況と課題】

<上水道>

水道事業は、市民の日常生活に直結し、その健康を守るために必要不可欠であるため、浄水場や配水管等の適切な整備や維持管理に努めています。近年、水道加入者はわずかながら増加傾向にあるものの、人口減少の影響により、今後料金収入の大幅な増加は望めない状況にあります。一方、県南西水道の供給開始に伴う受水費の負担や、水道施設の老朽化等に伴う維持・修繕費の大幅な支出増加が予想されます。

今後とも水の安定供給のため、一層の経営の合理化を促進し、計画的かつ効率的な運営を図っていく必要があります。

<下水道>

本町の生活排水対策は、鬼怒小貝流域下水道関連公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により推進しています。

公共下水道は、事業認可区域 251.6ha のうち東原地区、若地区及び仁江戸地区、東落田地区、落田地区の整備が概ね完了し、現在は、八千代中央地区及び伊勢山地区の整備を推進しています。平成 27 年 3 月現在での整備面積は 186.24ha で、整備率は 74.02%となっています。今後とも、長期的な計画のもと財源の確保を図り、整備拡大を進めていく必要があります。

農業集落排水事業 14 地区については、国補事業及び県単事業により現在 12 地区が整備され、1 地区が整備中です。今後は、1 地区の共用開始を目指すとともに、残りの 1 地区について、財源の確保等長期的な計画に基づき整備を進めていく必要があります。

また、共用開始施設についても一部老朽化が進んでいることから、改修等に向けた財源を確保していく必要があります。

合併処理浄化槽については、公共下水道や農業集落排水の計画区域から除外されている区域を中心に設置費の助成を行っていますが、市民の要望も年々増加傾向にあるため、事業の拡充を図っていく必要があります。

《基本方針》

市民の生活に欠かせない水の安定供給のため、計画的で効率の良い上水道事業の運営に努めます。また、市民の理解と協力のもと、公共下水道事業の整備促進、合併処理浄化槽の普及、農業集落排水事業に取り組むとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
上水道普及率	93.3%	96.0%	上水道普及率向上を目指す。
中結城東部地区農集排施設接続率	-	90.0%	中結城東部地区の事業完了後3年後の目標接続率。
汚水処理人口普及率※1	52.2%	60.0%	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の処理人口（接続率）の向上を目指す。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 水道事業の合理化と水の安全供給体制の整備	○水道事業会計の健全な運営に努めるとともに、水道施設の適正な管理により、良質かつ安定的な水の供給を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域水道ビジョン※2に基づく経営管理 ・水源の確保 ・施設維持管理
2. 公共下水道の整備・普及促進	○流域下水道事業については事業費の一部を負担し、流域関連の公共下水道については事業認可区域の整備促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒小貝流域下水道事業 ・鬼怒小貝流域関連公共下水道
3. 公共下水道の合理化と維持管理	○使用料収入の確保に努め事業の安定的な運営を図るとともに、下水道管渠の適切な管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始区域内における加入促進 ・水洗化の助成 ・下水道台帳の整備
4. 農業集落排水事業の推進	○整備計画に基づき計画的な施設整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・中結城東部地区農業集落排水整備事業 ・中結城西部地区農業集落排水整備事業
5. 農業集落排水施設の維持管理	○供用開始した施設において改築診断を実施し、計画的に大規模改修を行い、施設の機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水整備事業（機能強化対策事業）
6. 合併処理浄化槽の普及	○公共下水道や農業集落排水の整備が当面見込まれない地域については、浄化槽設置整備事業を活用し、合併処理浄化槽の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置整備事業 ・単独浄化槽撤去助成

※1 汚水処理人口普及率

町総人口に対する公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽処理の総人口の割合。

※2 地域水道ビジョン

厚生労働省が策定した「水道ビジョン」に基づき、水道事業者等が自らの事業の現状と将来の見通しを分析、評価したうえで、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示すもの。

第3章 町に愛着を持ち、 意欲あふれる人を育むまち

第1節 未来を担う八千代の人づくり

第1項 教育内容の充実・・・・・・・・・・P42

第2項 教育環境の充実・・・・・・・・・・P44

第2節 生きがいのある文化的なまちづくり

第1項 生涯学習の充実・・・・・・・・・・P46

第2項 地域文化の振興・・・・・・・・・・P48

第3節 健やかでたくましい人づくり

第1項 青少年の健全育成・・・・・・・・・・P50

第2項 生涯スポーツの充実・・・・・・・・・・P52

第1節 未来を担う八千代の人づくり

第1項 教育内容の充実

【現況と課題】

本町では、本町の将来を担う子どもたちの健全な学習・成長に向けて、学習指導要領の改定に適切に対応した教育内容の充実とともに、施設の充実や安全の確保などに努めてきました。

一方、幼保一元化の検討、小学校での外国語教育義務化や小中一貫教育を実施するための義務教育学校制度の創設など、教育内容は多様に変化しているとともに、少子化のさらなる進行、家庭や地域における教育力の低下などへの対応は、依然大きな課題となっています。

今後とも、教育施設の整備・充実はもとより、安全な学習環境づくりや地域学習の推進など、総合的な教育環境の充実に学校と地域が一体となって取り組み、八千代町を愛する健康で健全な子どもの育成に努めていく必要があります。

《基本方針》

八千代町の将来を担う子どもたちが、地域に愛着を持ち、心身ともにたくましく育ち、学ぶことができるよう、教育内容のさらなる充実を図ります。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
学校訪問指導※ ¹ 実施回数	51 回/年	60 回/年	学校訪問指導の充実を図る。
小中学校相互授業研究※ ² 実施回数	3回/年	5回/年	授業参観実施回数の増加を目指す。
1年間に 50 冊以上読書した児童数（4・5・6 年生）	100%	100%	小学生高学年全員に、50 冊以上の読書を推進する。

※1 学校訪問指導
教育事務所、教育委員会による学校訪問指導。

※2 小中学校相互授業研究
小中の連携を深めるため、小中学校間で先生がお互いに授業を参観するもの。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 基礎学力・基礎体力の定着	○学習指導要領の改定に対応しつつ、学校との連携による特色ある教育内容の充実を図り、児童生徒の確かな学力や体力の定着・向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問指導の実施 ・学力向上対策事業 ・体力向上支援事業 ・TT講師※³の配置 ・社会科副読本の作成
	○新しい教員評価や人材育成・学校活性化支援システムを活用し、教職員の資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい教員評価の実施 ・校内研修の充実
2. 相談・指導の充実	○就学相談や心の相談など、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、相談・指導体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指導員、生徒指導員の設置 ・スクールカウンセラーの配置 ・就学指導、就学相談
3. 読書活動の充実	○児童生徒一人ひとりの豊かな心を育むため、図書館と連携し、小中学校における読書活動を積極的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動推進計画の実施 ・小中学校読書推進事業
4. 時代に対応した教育の推進	○小学校英語活動推進委員会を中心に、小学校外国語活動・教育内容の充実と教職員の資質向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語研修講座の実施 ・小中学校相互授業参観の実施
	○情報化時代に対応した教育内容の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン教室の有効活用

※3 TT講師

2人以上の教職員が連携・協力を通して一人ひとりの子ども及び集団を指導するティーム・ティーチングを行う講師。

第2項 教育環境の充実

【現況と課題】

本町においては、幼稚園の認定子ども園への移行が進み、教育・保育の一体的な提供が図られています。今後とも、教育環境の充実に向けて、整備や運営に対する助成を図っていく必要があります。

また、保護者の負担軽減のため、就園奨励等補助制度の適切な運用を維持する必要があります。

小中学校教育については、学校施設の耐震化を引き続き進め、耐震化が完了した後は施設の適正な維持管理に努めるとともに、教育内容の充実を図るため、施設のさらなる整備を図る必要があります。

また、学校給食法の改正・施行を踏まえ、食に関する指導、食育などの健康教育活動を推進するとともに、安全・安心な給食を提供していくため、衛生管理の徹底と老朽化した施設の整備・更新を図る必要があります。

さらに、児童生徒を犯罪の被害から守るため、防犯パトロールや防犯教育などを定期的実施しており、今後とも犯罪防止のため、学校、地域、家庭が連携を取り合っ対策を強化していく必要があります。

《基本方針》

八千代町の将来を担う子どもたちが、健全に、安心して学ぶことができるよう、教育環境の充実を図るとともに、地域、学校及び保護者が一丸となって取り組んでいきます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
小中学校耐震化率	89.3% (平成 27 年 4 月現在)	100%	耐震化整備計画に基づき、耐震化率 100%を目指す。
「子どもを守る 110 番の家」 登録件数	434 件 (平成 27 年 4 月現在)	450 件	登録件数の維持確保を図り、登下校時の安全を図る。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 幼児教育環境の充実	○幼児教育の質の向上を目的として、教職員研修や教育機能の充実を支援していくとともに、幼稚園就園の奨励、保護者負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営研究費 ・就園奨励費 ・負担軽減補助金
2. 認定こども園への移行促進	○幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園への移行を促進し、質の高い教育・保育サービスの一体的な提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行促進
3. 学校施設の維持管理	○国際化や情報化など、多様な教育環境の整備に対応し、学校施設の維持・管理を推進するとともに、学校の安全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・東中学校改築事業 ・パソコン整備及び地域情報システムのネットワーク化 ・学内の安全確保 ・教育情報ネットワーク（不審者情報）の活用
4. 特別支援教育の充実	○経済的な援助や特別な支援が必要な児童生徒に対する教育体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導、就学相談 ・特別支援教室、適応指導教室 ・要保護児童生徒の支援
5. 学校給食の充実	○給食施設の整備・更新や衛生管理を徹底するとともに、食育に関する指導や地場産物を活用した多様な献立の考案など、給食の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターの整備・更新 ・給食向上助成事業 ・食育の推進 ・地産地消の推進
6. 児童・生徒の安全・安心の確保	○学校、警察、地域住民（保護者）等の連携のもと、犯罪被害を未然に防ぐ体制の充実に努めるとともに、登下校時の子どもたちの避難場所の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による通学路のパトロール ・教育委員会職員による防犯パトロール ・子どもを守る110番の家 ・通学路の防犯灯の維持管理
7. 開かれた学校づくり	○学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育て、学校を支援していく体制づくりを推進するとともに、学校施設の開放等を通じて開かれた学校づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援ボランティア活動の実施 ・推進組織の整備、充実 ・学校体育施設開放事業

第2節 生きがいのある文化的なまちづくり

第1項 生涯学習の充実

【現況と課題】

本格的な高齢社会を迎え、様々な世代の学習要求は多様化し、高まり、社会教育活動や生涯学習の環境づくりがますます重要になっています。

中央公民館は、今後とも地域住民の様々なニーズへ対応しながら、学習・交流活動の活性化、情報の収集、発信を通して、地域の教育力の向上を目指すとともに、安心して利用できるよう、施設の計画的な改修を図っていく必要があります。

図書館は、町民の身近な資料や情報の利用に供する生涯学習の拠点として、資料、情報を豊富に揃えとともに、企画展や展示会、イベントの開催により利用の活性化を推進し、また、さらなるサービスの充実と利用促進を図っていくため、施設の計画的な改修を図っていく必要があります。

《基本方針》

町民誰もが、生涯を通じて学習のできる体制の整備充実を図るとともに、社会教育活動の充実により、生きがいのあるまちづくりを進めます。

また、公民館・図書館が、町民の社会教育、地域づくりの拠点としての中心的な役割を果たし、文化の香りが高く、明るく住み良い、誇れる個性のある地域づくりに貢献できるよう、利用しやすい施設づくりや事業内容の充実を図ります。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
中央公民館年間利用者数	39,588 人	40,000 人	講座等の充実により、公民館利用者の増加を目指す。
図書館の年間利用者数	23,057 人	25,000 人	図書館サービスの充実等により、利用者の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 生涯学習推進体制の充実	○各世代における学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充と学習情報の提供に努めるとともに、指導者の養成確保を図ります。	・リーダーバンク※ ¹ 登録の推進
	○「町民一学習」「集落一学習」「グループ一学習」を推進するために、イベント等を開催し、学習活動の実践とPRに努めます。	・生涯学習イベント（秋まつり）
2. 公民館事業の推進	○高齢社会に対応し、地域住民の様々な学習要求に応え、地域の文化等の拠点となれるよう、講座、教室、高齢者・女性学級の開設や伝統文化の伝承等の機会、イベントを実施します。	・公民館講座、教室 ・各種展示 ・ミニシアター ・施設の維持管理
3. 図書館サービスの充実と利用促進	○町民の生涯学習の最も身近な施設として、他館や関係機関との連携協力のもと、資料・情報の収集、提供体制の整備充実を図るとともに、快適な環境づくりに努めます。	・図書館資料の整備充実 ・施設の維持管理
	○利用しやすいサービス体制の構築や図書館行事の企画、開催やPR活動を充実し、利用を促進します。	・図書館利用の促進 ・図書館サービスの充実 ・図書館行事の開催 ・読書団体の育成
4. 社会教育活動の推進	○女性団体などの社会教育団体や学習グループの育成と活動の支援に努めるとともに、各種団体間の連携による活動の活発化を図ります。	・社会教育団体の育成支援

※1 リーダーバンク

生涯学習やスポーツなどの指導者として活躍する人材を登録する人材バンク。

第2項 地域文化の振興

【現況と課題】

本町ではこれまで、文化協会や祭ばやし連合会などの活動支援、菊花展の開催、芸術文化普及事業の開催などにより、伝統文化、芸術の振興に努めてきました。しかしながら、各文化団体においては会員の高齢化、後継者不足などにより、将来活動の継続が困難な状況が生じています。

今後は、各団体において若い世代の参加を促進し、文化活動の充実、継承を図っていく必要があります。

文化財保護では、県指定2件、町指定40件が文化財に指定されており、今後とも未調査の文化財の計画的な調査を進め、保存・活用を図っていく必要があります。

また、埋蔵文化財の保護では、年々増加傾向にある各種開発に適切な対応を図っていく必要があります。

さらに、歴史民俗資料館活動では、歴史・民俗資料の収集・保存・活用による施設の利用促進及び施設の計画的な改修を図っていくとともに、地域の生活文化などを生かした特色あるまちづくりに向けて、町民と共に取り組んでいく必要があります。

《基本方針》

文化協会などの活動を支援しながら、町民が芸術・文化にふれる機会をより一層拡充し、郷土に根ざした芸術・文化の伝承と振興に努めていきます。

また、先人の築いた歴史・文化を後世に伝えるため、文化財保護計画に基づき、長期的展望に立った文化財の保護・保存・活用を図るとともに、郷土の歴史・文化に触れる学習の場として、歴史民俗資料館の利用促進を図ります。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
芸術・文化普及事業 参加者数	280人	300人	芸術講演事業の参加者の増加を目指す。
町指定・県指定文化財 への推進	県指定 2件 町指定 40件	県指定 3件 町指定 43件	新たに文化財の町指定・県指定を推進する。
資料館入館者数、利用者数	1,623人	1,700人	歴史民俗資料館の入館者数の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 芸術・文化活動の推進	○各文化団体を育成し、町民の自主的な文化活動を支援することにより、町の文化の向上と振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会の活動支援 ・祭ばやし連合会の活動支援
	○芸術文化普及事業の推進、菊花展の開催などを通し、町民が芸術・文化にふれる機会の拡充を図るとともに、町の芸術文化の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化普及事業の開催 ・菊花展の開催
	○芸術文化団体において若い世代の参加を促進し、後継者の育成、伝統文化の継承を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成 ・伝統文化の継承
2. 文化財の保護・保存・活用	○未指定文化財の調査を実施し、新たに文化財の指定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査・指定・保存事業
	○指定文化財の防火防犯、保存修理、史跡整備など保存・活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財保存・活用事業
	○開発との調整を図り、試掘調査・発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査・保存事業
	○文化財所有者や町民への文化財の普及啓発を図るとともに、文化財の保護・保存・活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の普及・啓発事業
3. 歴史民俗資料館活動等の充実	○歴史民俗資料を計画的に収集し、適切な環境での資料の収蔵や保存を図るとともに、学習機会の提供に努め、生涯学習の場として活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・資料収集・保存・活用事業 ・資料展示活用事業 ・資料館教育普及事業
4. 歴史・文化を生かしたまちづくりの推進	○地域の生活文化など、いまだ埋もれている地域資源を発掘し、地域の歴史・文化を生かしたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化まちづくり構想の検討

第3節 健やかでたくましい人づくり

第1項 青少年の健全育成

【現況と課題】

少子化や核家族化の進行、様々な情報の氾濫などを背景に、青少年を取り巻く社会環境はますます複雑化しており、いじめ問題や不登校、暴力や犯罪への関与など、少年非行も低年齢化、凶悪化する傾向が全国的にも大きな社会問題となっています。

本町ではこれまで、学校や地域、家庭の連携のもと、地域環境の浄化や非行防止活動等を積極的に推進してきました。

また、豊かな人間性を持った青少年を育成するため、家庭教育学級の開設や親子ふれあい活動など、子どもを対象とした事業を積極的に取り入れ、心豊かな家庭づくりの推進に努めてきました。

今後とも、青少年が本町の将来の担い手として、広い視野を持ち健全に育成されるよう、引き続き、青少年活動を支援するとともに、青少年に良好な環境を町・地域ぐるみで整備していく必要があります。

《基本方針》

地域や家庭が連携し教育力を高め、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに成長できるよう、町・地域ぐるみで健全育成の環境・体制づくりを推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
地域子ども教室参加者数	381 人/延	500 人/延	地域子ども教室の参加者の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 青少年健全育成活動の推進	○様々な社会環境に対応できる豊かな人間性を持った青少年を育成するため、団体やグループでの体験型活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談員活動 ・子ども会連合会事業 ・長期宿泊体験事業 ・子ども教室 ・はたちのつどい
2. 青少年健全育成環境の整備	○学校、地域、家庭及び関係団体との連携のもと、青少年に有害な環境の浄化活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施 ・あいさつ声かけ運動 ・環境浄化活動
3. 地域や家庭における教育への支援	○家庭教育学級の推進を図り、親の教育に対する正しい認識と適切な指導方法を浸透させ、健全で心豊かな家庭づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級の開設 ・親子ふれあい関連事業

第2項 生涯スポーツの充実

【現況と課題】

体育やスポーツは、人間性を豊かにするとともに、健康で文化的な生活を営むうえできわめて重要な役割を果たすものです。近年、町民の健康に対する関心は一層高まり、生活水準の向上や自由時間の増大に伴って、健康づくり、体力づくりのため、スポーツを楽しむグループが多くなっています。

また、平成31年に茨城国体^{※1}、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックなど、大きなイベントが開催されることに伴い、スポーツに対する気運が高まっています。

今後とも、町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、施設の整備やスポーツ団体・指導者の養成、スポーツ情報の収集・提供など、生涯スポーツ環境のさらなる充実を図っていく必要があります。

《基本方針》

町民が生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加でき、一人ひとりに合った健康づくりや体力向上に取り組むことができるよう、関係機関との連携のもと、施設の整備・充実や組織・指導体制の充実を図ります。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
各種スポーツ教室 参加者数	61人/年	100人/年	各種スポーツ教室参加者の増加を目指す。
体育振興普及事業 参加者数	84人/年	100人/年	スポーツ推進委員会主催、体育館主催事業の参加者の増加を目指す。
スポーツ少年団加入者数	349人	350人	スポーツ少年団加入者の増加を目指す。

※1 茨城国体

平成31年に茨城県で開催される予定の第74回国民体育大会。国体は都道府県持ち回りで開催されている国内最大のスポーツ大会。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. スポーツ・レクリエーション活動の推進	○スポーツ大会やスポーツ教室の開催と、スポーツ・レクリエーションの情報提供やPR活動を行い、町民の関心を高めます。	・スポーツ・レクリエーション活動の推進
2. スポーツ・レクリエーション施設の整備活用	○町民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができるよう、施設の整備と適切な管理運営に努めます。	・総合体育館の適正な管理と有効活用 ・体育センターの管理運営 ・海洋センターの管理運営 ・運動公園の維持管理
3. 指導者の育成と活用	○研修や講習会を通して、スポーツ指導者の養成と人材確保に努めます。	・スポーツリーダー及び指導者の養成
4. スポーツ団体の育成	○スポーツ団体の活動を支援するとともに、各団体の連携の強化を図り、生涯スポーツの普及・振興を推進します。	・スポーツ団体活動の支援

第4章 交流・連携で広げる、 にぎわいと活力のあるまち

第1節 活力と将来性に満ちた農業の振興

第1項 農業経営の強化・・・・・・・・・・P56

第2項 農地の保全・活用・・・・・・・・・・P58

第2節 創造性あふれる商工業の振興

第1項 商工業の振興・・・・・・・・・・P60

第2項 企業誘致と雇用の確保・・・・・・・・P61

第3節 地域資源を生かした観光の振興

第1項 観光の振興と交流環境の充実・・・P62

第4節 安心できる消費生活の実現

第1項 消費者支援体制の充実・・・・・・・・P64

第1節 活力と将来性に満ちた農業の振興

第1項 農業経営の強化

【現況と課題】

本町は、首都圏近郊の農産物供給地として、米・野菜・果樹等の生産・流通体制の強化や担い手の育成を図り、安全・安心な農産物の安定供給に努めるとともに、地場農産物のPR・販売促進やブランド化を図ってきました。

しかし、環太平洋連携協定（TPP）^{※1}の発効に伴う農業に対する影響への懸念など、農業を取り巻く状況は厳しくなる一方、農産物の価格低迷や農業経営者の高齢化、後継者の不足は依然大きな課題であり、農業生産環境や本町の誇る美しい田園環境の維持、これを支える集落のコミュニティの維持に向けて、地域を主体とするこれまで以上の取組が必要となっています。

今後は、生産基盤や生産・流通体制のさらなる強化とともに、既存の組織や施設を生かしつつ、直売所等の充実と地産地消の推進、商工業・観光との連携、農の環境を生かした交流の基盤づくりなど、新たな農業の展開に向けて、町民と行政が一体となって取り組んでいく必要があります

また、八千代グリーンビレッジや憩遊館等は魅力あるソフト事業の実施などにより、都市農村交流の中核施設として、その機能の維持・拡充を図っていく必要があります。

《基本方針》

環境に配慮した持続的な農業経営の確立による安全で新鮮な農産物の供給のため、生産者と行政の連携を高め、生産・流通体制の充実を図るとともに、地場農産物のPRやブランド化、農産物加工品の開発を推進していきます。

また、担い手や農業法人等の経営を支援するとともに、就農希望者に対する受け入れ体制の強化などにより、後継者の育成に努めていきます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
認定農業者 ^{※2} 数	263 経営体	265 経営体	農業経営改善計画における農業経営体の認定を目指す。
農産物加工特産品数	1 品目	2 品目	地場農産物を使用した加工品の開発を目指す。

※1 環太平洋連携協定（TPP）

アメリカやオーストラリアの他合計 12 か国で、工業製品や農産品、金融サービスなどについて貿易自由化を目指して交渉が進められている経済連携協定。

※2 認定農業者

農業で一定水準以上の所得を得る計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者（農業法人）。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 担い手農家の育成と後継者の確保	○担い手農家の育成とともに、就農希望者の支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の育成支援 ・新規就農・経営継承総合支援事業 ・農業後継者対策事業
2. 生産・流通体制の整備	○農業の中心経営体等の育成・確保を図るとともに、高品質米や安全・安心な「買ってもらえる米づくり」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき高品質米生産運動の推進 ・経営体育成支援事業 ・農産振興条件整備支援事業
	○野菜や果樹の園芸作物については、生産施設の整備を推進するとともに、流通体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきの園芸産地改革支援事業
	○畜産については、優良種畜の導入と生産技術の改善により、資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種畜導入事業
	○JAとの連携により、首都圏等における販売促進活動を強化するとともに、各種PRの展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・PR促進事業
	○小規模経営農家等については、直売所への安定した出荷を促すとともに、少量多品目による周年栽培等を推進します。 ○直売所運営の活性化を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所出荷の新規登録推進 ・新品種導入の支援 ・直売所の企画運営への町民参加 ・インターネットによる情報発信 ・定期イベントの開催支援
3. 農産物ブランド化の推進、6次産業化の支援	○主要な農産物や特産品のブランド化を推進するとともに、特産品の開発などに対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物ブランド化の推進 ・農業の6次産業化^{※3}の支援
4. 都市農村交流の推進	○八千代グリーンビレッジや直売所を都市農村交流の拠点として、地元農産物のイメージアップや都市住民の農業に対する理解促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験などの交流活動の推進

※3 農業の6次産業化

農産物の生産だけでなく、食品加工や流通、販売までを農業者が主体的かつ総合的にかかわり、農業を活性化させようという取組。

第2項 農地の保全・活用

【現況と課題】

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や保水・景観形成など多面的機能を発揮する社会共通の資源です。しかしながら、高齢化や混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、こうした資源の適切な保全・管理が困難となっており、農業者だけでなく地域住民全体の参加を得ながら、保全管理や、農村環境の維持への地域協働の効果の高い取組を促進していく必要があります。

本町では、農業従事者の高齢化、兼業化が進み、農家戸数の60%が準主業、副業的農家となっていますが、担い手農家を中心に規模拡大等が図られ、地域農業が営まれています。

今後とも、認定農業者への農地集積を図り、需要動向に即応できる技術と機動力を持った担い手農家の育成を図っていく必要があります。

また、水田の基盤整備とあわせて農業用水路の整備が図られていますが、一部に宅地開発等による排水量増加のため湛水被害の出る地域があり、こうした被害を未然に防ぐため、引き続き、湛水防除事業、かんがい排水事業による対策を図る必要があります。

《基本方針》

営農体系の確立と経営の近代化を促進するため、耕地の集団化、大型機械化、作業体系化による営農の省力化、農地や用排水路等農業生産基盤の整備を総合的に推進するとともに、湛水被害を未然に防ぎ、農地の保全や活用を推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
農地利用集積面積	478ha	578ha	担い手農家への農地集積で、20ha/年の増加を目指す。
耕作放棄地面積	16ha	10ha以下	現在の耕作放棄地の減少を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 生産基盤の整備	○霞ヶ浦用水を利用した畑地かんがいを行い、収益性の高い営農の確立と生産物の品質向上を図るとともに、区画整理、農道整備、霞ヶ浦用水事業を行い、優良農地の確保と農業生産の基盤を整備します。	・新規地区の発掘
	○低地帯地域への排水路の増加に伴う台風や集中豪雨時の湛水被害を未然に防ぐため、湛水防除事業や、かんがい排水事業を推進します。	・南総上流2期地区地盤対策事業
2. 環境にやさしい農業の推進	○農業用廃プラスチック※1等の収集処理を推進するとともに、農作物の安全を保障する管理システムの確立を図ります。	・農業用廃プラスチック収集処理 ・トレーサビリティシステム※2の徹底
	○耕畜連携を確立し、堆肥化による優良農地の土づくりを推進します。	・家畜排せつ物処理施設の整備
3. 農村環境の整備・保全	○地域協働により、農地や用排水路、道路等の適正な維持管理や地域の特色ある保全活動を推進します。	・多面的機能支払交付金※3 ・国営造成施設管理体制整備促進事業
4. 耕作放棄地対策	○耕作放棄地の発生防止や解消に努めます。	・農地利用状況調査実施 ・農地パトロールの実施 ・農業委員による指導、勧告
5. 農地流動化の促進	○担い手農家への農地集積を促進します。	・借り手助成金の交付 ・地域の合意づくり ・流動化の啓発、普及
6. 優良農地の確保	○農業振興地域整備計画の適切な管理運用により、集団的優良農地の確保に努め、農家の効率的・安定的な農業経営の支援を図ります。	・農業振興地域整備計画の見直し

※1 農業用廃プラスチック

栽培に使われ、農業者から排出されたプラスチックフィルム。

※2 トレーサビリティシステム

商品がどこで栽培・生産されどのように加工されたかなどが追跡可能なシステム。

※3 多面的機能支払交付金

農地や農業用水などの保全管理のため、農業農村の持つ多面的機能の維持を目的とする共同活動や施設の長寿命化などに対し助成する事業。

第2節 創造性あふれる商工業の振興

第1項 商工業の振興

【現況と課題】

現在、国の経済対策効果により景気回復のきざしが見え始めていますが、中小企業・小規模事業者の多い本町では、まだその波及効果は浸透しておらず、いまだに厳しい状況にあります。

本町の商業は、町内購買を対象とする小規模な店舗が多く、集落内に点在していますが、本町周辺への大型小売店舗の進出等により、地元消費者の町外流出が顕著であり、事業者の経営環境はますます厳しい状況にあります。

これまで町・商工会では、事業所の経営診断、経営指導、各種融資の相談等を実施し、商工業の振興に取り組んできました。

今後も、後継者の育成や青年部、女性部等活動のさらなる活性化を図り、次代をにらんだ積極的な取組を展開していく必要があります。

《基本方針》

将来に向けた創造性ある商工業の振興のため、商業では、個性的な店づくりや経営の高度化・近代化により、人々が集い、にぎわいのある商店街の形成を促していくとともに、工業では、既存企業の技術力向上や事業拡張、事業の高度化への支援に努めます。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 商工団体の育成支援	○商工会との連携強化を図るとともに、消費者ニーズの把握に努め、商工団体の育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連携強化 ・商工情報の提供 ・青年部、女性部活動への支援強化
2. 後継者の育成・支援	○商工会青年部との意見交換会の実施や研修会の開催などを通じて、後継者の育成や確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催 ・情報交換会の実施
3. 商工業者の経営力向上への支援	○商工会を通じて、事業者の経営指導体制や融資制度の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営等指導 ・各種融資制度の相談 ・中小企業事業資金保証料の補助
4. 創業・経営革新の支援	○商工会を通じて、創業予定者や新分野進出者への支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営等専門的指導、セミナーの開催 ・農商工連携の支援強化 ・新規創業者への支援

第2項 企業誘致と雇用の確保

【現況と課題】

本町の工業専用地域は、平塚地区に約 29ha、9社、11 施設が操業しており、また、区域西側に隣接する約 7.5ha について工業専用地域編入の手続きを進めており、関連企業が操業しております。

一方、近年の古河名崎工業団地への企業進出や圏央道、筑西幹線道路など周辺道路の整備による利便性向上に伴い、さらなる雇用の確保や工業の振興のため、新たな工業系土地利用地区の確保が急務となっており、菅谷地区 61ha、若地区 36ha、水口地区 30ha の工業系新市街地としての位置づけを踏まえ、既存の工業施設や優良農地との関係に配慮しながら、新規企業の誘致を図ることが大きな課題となっています。

《基本方針》

雇用の場の確保と工業の振興を図るため、農業生産環境や周辺集落の住環境の保全に配慮しながら、既存企業の拡充や操業環境の維持・高度化を促進するとともに、新たな企業の誘致を推進します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
新規学卒者の正規雇用	—	80 人 (5 年間の 延べ数)	町内在住の新規学卒者が、町内の事務所や事業所に正規雇用される人数。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 新たな企業の誘致と雇用の確保	○県や近隣市町と連携し、企業の立地動向を的確に把握しながら、今後新たな立地場所を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県や近隣市町との情報交換 ・企業への情報提供、PR活動 ・地権者等との連携強化
	○既存企業の業務拡張や新規企業の立地にあわせて、地元雇用を要請していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・立地企業フォローアップ事業 ・地元高校と企業との情報交換 ・新規学卒者の雇用促進奨励金 ・社宅・社員寮整備支援事業
2. 工場立地の促進	○県の工場立地優遇支援策に加え、町独自の優遇措置により、新たな企業の立地を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税免除 ・新規学卒者の雇用促進奨励金 ・社宅・社員寮整備支援事業

第3節 地域資源を生かした観光の振興

第1項 観光の振興と交流環境の充実

【現況と課題】

観光による町の魅力の創出や交流人口の増大は、町の産業活性化やイメージアップに大きな役割を果たします。県南西部に位置する本町やその周辺地域は、都市住民のやすらぎの場としての活用が期待されており、観光振興の重要性は大きなものとなっています。

本町ではこれまで、八千代グリーンビレッジやクラインガルテン八千代などの整備、観光パンフレットの作成や八千代町イメージキャラクター「八菜丸（はなまる）」を活用した町のPRなどのほか、茨城県と近隣7市町の連携による「新さしま計画推進会議」や県西10市町の連携による「県西地域総合振興協議会」において広域的な観光パンフレットやHPの作成を行い、観光の振興に努めてきました。

今後とも、既存資源のさらなる活用や新たな観光資源の発掘に努めながら、観光パンフレットの作成や、観光映像の作成、また、シティプロモーション事業^{※1}などのPR活動を行い、交流の拡大と八千代町のイメージアップに努めていく必要があります。

また、都市農村交流の中核的施設である八千代グリーンビレッジ内の「憩遊館」の観光資源としてのさらなる活用に向けて、施設の適正な維持やPRに努めるとともに、農業資源を観光資源に結びつけた仕掛けづくりなどに取り組んでいく必要があります。

《基本方針》

新たな地域資源の発掘や既存資源の有効活用を図るとともに、地域間交流、近隣市町との連携により、広域観光など交流の拡大による八千代町のイメージアップと観光の振興を図ります。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
フィルムコミッション ^{※2} の設立	—	設立	観光資源の発掘により、フィルムコミッションの設立を目指す。

※1 シティプロモーション事業

各種イベントでのPR活動やモニターツアーなどの実施により、観光の振興や移住・交流の促進を図る事業。

※2 フィルムコミッション

映画、テレビドラマなどの撮影支援やロケーション誘致等を行う組織。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 観光資源の発掘・整備	○既存の観光資源を有効に活用し、整備充実に努めるとともに、新たな地域資源の発掘・整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきフィルムコミッションへの登録 ・観光資源の発掘 ・フィルムコミッション設立の検討 ・案内看板設置事業
2. 観光事業の推進	<p>○観光マップやパンフレットの作成・配布、インターネットでの情報発信を積極的に推進します。</p> <p>○八千代グリーンビレッジを核とした観光ルートの整備や、野菜・果物の生産地として、農業体験型観光等の体制の整備強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ・パンフレットの作成・配布 ・インターネットでの情報発信 ・シティプロモーション事業 ・各種収穫体験や農作業体験等の開催 ・町イメージキャラクター「八菜丸」の活用
3. 地域連携による観光の推進	○地域連携や広域的な観光ルート・観光ツアーの検討とともに、県や他市町との連携による観光情報の提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な観光ルート・ツアーの検討 ・広域観光情報の提供
4. 交流施設や機能の連携	○八千代グリーンビレッジや憩遊館、農村環境改善センター、運動広場など、既存の交流施設の充実とともに、施設間や機能の連携を強化し、ふれあい活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設間の連携強化

第4節 安心できる消費生活の実現

第1項 消費者支援体制の充実

【現況と課題】

消費者を狙った悪質な催眠商法や住宅リフォームに関するトラブル、架空請求、不当請求、個人情報漏えい、多重債務など、消費に関するトラブルは依然として多く、内容もますます多様かつ複雑化、深刻化しています。

本町では、平成22年1月に「消費生活センター」を開設し、専門相談員が消費生活のトラブル相談に応じています。

今後とも、消費トラブルを未然に防ぎ、また被害の拡大を防止するため、相談体制を強化するとともに、消費者教育や普及啓発に努めていく必要があります。

《基本方針》

町民の健全な消費生活の定着と安定に向けて、消費生活センターによる相談指導体制の充実を図るとともに、学習機会の拡充や啓発活動を通して被害の防止に努めます。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
消費生活センターの開設	月2回	月4回	利用状況を勘案しながら、開設日数の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 消費者団体の育成・強化	○消費者団体や地域リーダーの育成、強化を図ります。	・消費者団体への支援
2. 消費者相談体制の充実	○消費者相談にきめ細やかに対応し、公正、効率的に消費トラブルを解決するため、関係機関と連携し消費生活相談窓口体制の充実を図ります。	・消費生活センターの開設
3. 消費者の意識啓発	○消費トラブルを未然に防ぐため、学習機会の拡充や啓発活動を推進します。	・消費生活展の開催 ・消費トラブル防止啓発用チラシの配布

第5章 みんなで築く、協働のまち

第1節 みんなで進める協働のまちづくり

第1項 地域コミュニティの充実・・・・・・・・・・P66

第2項 地域協働の推進・・・・・・・・・・P68

第2節 交流と思いやりのあるまちづくり

第1項 人権の尊重と男女共同参画社会の推進・・・P70

第2項 多様な交流の推進・・・・・・・・・・P72

第3節 情報化社会に対応したまちづくり

第1項 まちづくり情報共有の推進・・・・・・・・・・P74

第2項 地域情報化の推進・・・・・・・・・・P75

第4節 町民の視点に立った行財政運営の推進

第1項 町民が利用しやすいサービスの提供・・・P76

第2項 計画的な行政運営の推進・・・・・・・・・・P78

第3項 健全な財政運営の推進・・・・・・・・・・P80

第4項 広域行政の推進・・・・・・・・・・P82

第1節 みんなで進める協働のまちづくり

第1項 地域コミュニティの充実

【現況と課題】

本町では、昭和 59 年から各地区に住民の自主運営によるコミュニティ推進協議会が設立され、生活環境整備部会、産業振興部会、教育文化部会、健康づくり部会による様々な話し合い活動や実践活動が展開されてきました。

しかしながら、近年、組織体制が固定化され、組織の高齢化とあいまって事業活動の停滞やマンネリ化が懸念されています。

今後は、地域住民による自主的な運営という基本に立ち返り、地域課題の解決に向けた諸活動への取組や幅広い年齢層の参加など、地域コミュニティの特性を生かした創意工夫による個性ある活動を支援していく必要があります。

《基本方針》

町民の自立と連帯に支えられた、活力あるまちづくりを進めるため、コミュニティ推進協議会活動を中心に、地域の連帯感を醸成し、主体性や創造性に富んだ地域活動を促進する環境づくりに努めます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
コミュニティ活動事業数	52 活動	57 活動	活動内容の充実と各地区 1 活動の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. コミュニティ活動の促進	○地域課題の解決に向けた集落の学習活動の推進や、幅広い年齢層が参加できるようなイベントの実施など、創意工夫による個性ある地域活動の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区運営補助 ・地区コミュニティ推進協議会事業の推進
2. コミュニティ施設の充実と有効活用	○コミュニティ活動の拠点となる集会施設の維持補修の支援とともに、自治宝くじ助成事業を活用し、祭用具等の整備の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設整備事業 ・自治宝くじ助成事業
3. コミュニティリーダーの育成と組織の活性化	○各種研修会の実施等により、地域に根ざした熱意あるリーダーの育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・町民会議の活動支援 ・リサイクル研修会

第2項 地域協働の推進

【現況と課題】

町民の価値観やニーズの多様化により、行政課題の高度化・多様化が進み、行政単独では対応できない暮らしに密着したニーズや課題への対応の重要性が増しており、住民や企業、NPOなどの多様な主体との連携・協働による地域づくりが求められています。

本町ではこれまで、コミュニティ推進協議会を中心に、各種団体によるまちづくり活動への参加・協力による地域協働の活動を推進してきました。

今後とも、社会経済状況の変化や少子高齢化など地域の課題に対応しながら、多様な世代や主体の連携を強化し、地域協働のまちづくりを進めていくことが必要になっています。

《基本方針》

町民総参加による自立的かつ個性的な地域協働社会の実現のため、若者のバイタリティ、女性ならではの視点や発想、高齢者の豊富な知識と経験を存分に活用しながら、まちづくり活動への支援や協働のまちづくりを推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
公募による委員選出を行う審議会等の割合	—	10%	審議会の1割で、公募による委員の選出を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. まちづくり活動への支援	○各種団体やNPO法人等が自立して活動しやすい環境を整備し、住民がまちづくりの主体としてより身近な公共・公益的なサービス領域を担うしくみを確立します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり団体への支援 ・クリーン作戦 ・町道の清掃
2. まちづくり意識の啓発	○町民が「自らのまちは自らでつくる」という協働・共創の意識を促進するため、町の各種計画づくりや施設運営などへの町民の参画機会を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会への公募による参画
3. 地域協働のしくみづくり	○町民と行政が情報を共有し、ともにまちづくりを進めることのできる地域協働のしくみを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・協働意識の啓発 ・研修会の実施

第2節 交流と思いやりのあるまちづくり

第1項 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

【現況と課題】

個人の尊重と法の下での平等のもと、人権の尊重や男女平等の実現に向けて様々な取組が進められていますが、現実の社会においては、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等への差別など、解決すべき課題が依然多く残されており、国籍や性別、年齢、障がいの有無に関係無く、一人ひとりが尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する社会の実現が強く求められています。

本町では、人権問題に関する理解と認識を深めるため、国や県、他団体との連携による各種研修会への参加促進や町独自の研修会の開催に努めてきました。

また、平成22年3月に八千代町男女共同参画プラン^{※1}を策定し、講演会の開催など、男女共同参画社会への意識の醸成に努めてきました。

さらに、平成28年4月から、女性活躍推進法が施行されることに伴い、働く場面での女性の活躍を推進していくことになりました。

今後とも、様々な機会・場を通して啓発を図り、人権尊重・男女協働参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進していく必要があります。

《基本方針》

町民・職員ともに人権問題に関する理解と認識を深め、一人ひとりが尊重され、心豊かにともに生きる平等で明るい社会の実現を目指し、学習・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画プランに基づき、男女が平等に社会参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
審議会等への女性委員の割合	11.9%	30%	男女参画プランに基づき、委員の3割の女性の参画を目指す。

※1 八千代町男女共同参画プラン

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を持つ男女共同参画社会の実現を目指し、町民と行政が一体となって施策を推進するための指針として策定。（計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間）

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 人権尊重意識の醸成	○研修会や勉強会など、あらゆる機会を通して、人権問題に関する意識の醸成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代町職員研修計画に基づく研修会 ・関係団体主催の研修会への参加
2. 人権教育の推進	○人権問題に関する理解と認識を深める教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の充実
3. 男女の人権尊重と平等意識づくり	○男女平等意識の醸成や、男女間における暴力の根絶に向けた環境整備や対策を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動 ・DV対策等、関係機関との連携による相談体制の整備
4. 男女共同参画プランの推進	○男女共同参画プランに基づく各種事業を総合的かつ計画的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の積極的登用 ・計画推進体制の充実 ・女性活躍推進法に基づくプランの一部見直し

第2項 多様な交流の推進

【現況と課題】

地域社会の活性化には、地域内での住民の交流や、広域的な観点から近隣市町村との交流機会を充実していくことが重要です。

成熟した都市型社会の時代にあって、都市生活の利便や質的な向上が求められる一方、環境保全や健康維持などを背景とする自然回帰やスローライフ指向^{※1}の高まりなど、人それぞれの志向に合わせたライフスタイルの多様化が進み、ふれあいや交流に対する考え方、求める環境も多様化しています。

本町ではこれまで、地域住民の交流を広げるとともに、クラインガルテン八千代やグリーンビレッジに訪れる都市住民との交流を通じて、町や農業の活性化に取り組んでおり、今後さらなる展開が期待されています。

また、本町の外国人登録者数は平成27年6月1日現在で942人、全人口の約4.1%を占めており、特に農業研修生の増加が顕著となっています。

今後とも予想される外国人住民の増加に対応しながら、国籍や文化の異なる人々が地域社会の構成員として、ともに生きていくことができる多文化共生社会に向けて、地域間交流や国際交流、人材育成など、多様な交流環境の整備充実が必要となっています。

《基本方針》

地域間交流や都市と農村の交流、国際交流など、多様な交流が活発に行われることにより、町民や訪れる人がいきいきとふれあい、暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 国際交流の推進	○関係機関との連携により、国際交流を推進するとともに、国際化に対応できる人材の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業等の情報提供 ・人材、団体の育成
2. 多文化共生社会の推進	○外国人住民が暮らしやすく、また、地域住民との交流ができる地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による情報提供 ・多文化共生推進に係る指針の検討
3. 地域間連携・交流の推進	○子ども・若者・高齢者など多世代がふれあう機会の拡大を図るとともに、都市住民や近隣市町との連携・交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動促進事業 ・都市農村交流事業の推進

※1 スローライフ指向

地産地消や歩行型社会などを目指すなど、ゆっくりした生活様式を求めること。

第3節 情報化社会に対応したまちづくり

第1項 まちづくり情報共有の推進

【現況と課題】

本町では、広報紙とお知らせ版をそれぞれ発行し、町民への行政情報の適切な提供に努めており、今後とも、わかりやすい行政情報の提供や住民の意見、提案ができる紙面構成に努めるとともに、町ホームページと連携したデータ配信などの推進方策を検討していく必要があります。

各種広聴手段（宅配きり塾・町長へのメール・ふれあいミーティング・賀詞交換会・各種懇談会）の継続実施により、町民の意見聴取に努めていくとともに、町ホームページのさらなる充実や多様な情報通信技術の活用を図り、町民への情報提供と意見の聴取を行う必要があります。

また、情報公開制度の適正な運用、マイナンバー制度の開始に伴う個人情報の適正な取扱い及びセキュリティの強化に努めることにより、町民との信頼関係を深め、公正で開かれた町政の実現を図る必要があります。

《基本方針》

個人情報の保護のもと、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、まちづくり情報等の共有化を通して、町政への町民参加等を促進していくため、広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
町ホームページの年間延アクセス件数	101,942 件	120,000 件	トップページアクセス件数の20%程度の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 広報・広聴活動の充実	○広報紙の充実に努めるとともに「いつでも、どこでも必要な情報を必要な人」に提供できるサービス体制の確立を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の発行 ・ホームページでの情報提供
	○町民の意見を町政運営に反映させるため、各種広聴活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配きりり塾 ・町長へのメール ・ふれあいミーティング ・賀詞交換会 ・各種懇談会
	○町ホームページの充実に努め、多くの情報を速やかに町民に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの更新
2. 情報公開制度の適正な運用	○情報公開条例に基づき、個人情報の保護に配慮しながら、適確に行政情報を公開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開審査会による調査審議の充実 ・公開条例の見直し ・文書管理体制の充実 ・広報紙等による行政情報の公表
3. 個人情報の保護	○個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な保護・管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・請求情報の公表 ・情報セキュリティポリシーや対策基準、実施手順の見直し

第2項 地域情報化の推進

【現況と課題】

本町では、平成 18 年度からアウトソーシング^{※1}により基幹系システムの運用を開始し、コストの削減や業務改革に努め、平成 20 年度からは情報系のシステムについて、データの共有化やハード面でのセキュリティ対策の強化を推進しています。

また、茨城県と県内市町村の共同事業により、「電子申請・届出システム^{※2}」や「統合型GISシステム^{※3}」、「大容量ファイル交換システム」を導入し、電子自治体の構築を進めています。

さらに、平成 24 年 6 月より町内全域の情報通信基盤が整備され、光ブロードバンドネットワークサービスの提供が開始されました。

今後は、情報化計画や情報セキュリティポリシーの見直し、基幹系システムのクラウド化^{※4}などを行いながら、システムの効果的な運用や職員の資質向上を図るとともに、「マイナンバー制度」への対応や「電子申請・届出システム」、「統合型GISシステム」、さらには「証明書等のコンビニ交付」等の利活用に向けて検討していく必要があります。

《基本方針》

高度情報化に対応した各種業務システムの利活用を図りながら電子自治体の構築を推進し、行政サービスの向上に努めます。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 電子自治体の推進	○住民サービスの向上を図るため、電子自治体の構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービス^{※5}の実施 ・電子申請・届出の活用推進 ・証明書等のコンビニ交付の検討
2. 情報通信基盤の活用	○情報化計画に基づき、地域情報化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化計画の見直し ・統合型GISシステムの利活用の推進

※1 **アウトソーシング**

企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

※2 **電子申請・届出システム**

インターネットを通じて、家庭や職場から 24 時間 365 日申請・届出行為を行うことができるシステム。

※3 **統合型GISシステム**

地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用する地理情報データ（道路、街区、建物、河川など）を各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステム。

※4 **クラウド化**

システムやデータについて、自分の所で保有・管理する形態から、通信回線を利用して外部のデータセンターに保管する形態に移行すること。

※5 **公的個人認証サービス**

インターネット上での本人確認に必要な電子証明書を住民基本台帳に記載されている 15 歳以上の希望者に対して安価に提供するサービス。

第4節 町民の視点に立った行財政運営の推進

第1項 町民が利用しやすいサービスの提供

【現況と課題】

地方分権の進展やそれに伴う法制度の改正、高齢化、国際化などを背景に、役場や各施設での行政サービスに対する町民ニーズもますます多様化しています。

また、マイナンバー制度が平成27年度から始まり、今後は各種手続きの効率化や証明書等のコンビニ交付など、住民サービスの向上が期待されています。

本町ではこれまで、時間外窓口の設置や各施設開設時間の延長をはじめ、町税などのコンビニ納付、提出書類の簡素化や電子化、行政案内の充実など、町民が利用しやすいサービスの提供に努めてきました。

今後とも、町民の要望を常に把握しながら、高齢者や障がい者、外国人など誰もがわかりやすく、気軽に、気持ちよく利用できる役場や各施設のサービス体制づくりを進めていく必要があります。

《基本方針》

町民の多様なニーズに応え、適切かつ迅速な行政サービスを提供していくため、窓口サービスの向上や、行政体制・環境の改善など、町民の目線に立った、わかりやすく利用しやすい役場や各施設のサービス体制づくりを推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
個人番号カード発行枚数	-	2,000枚	個人番号カードの利便性をPRし、交付申請するよう促す。 (初回交付は無料)

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 住民サービスの向上	○窓口における利便性の再検証など、町民の目線に立った、利用しやすいサービスの提供について検討・推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの普及推進 ・行政サービスに関する町民の意見の聴取 ・時間外窓口サービスの広報活動の充実 ・取扱書類の検討 ・事務処理マニュアルの作成
	○電子申請・届出が可能な行政手続きのPRに努め、利用促進を図るとともに、多様な申請方法等の検討をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証サービスの実施 ・電子申請・届出の活用推進 ・証明書等のコンビニ交付の検討
2. 案内・PRの充実	○本町施設の利用者、来訪者、外国人などにわかりやすい施設等の案内・PRを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・案内サービス体制の強化
	○民間企業との連携により、各種行政サービスや施設案内のできる暮らしの便利帳の発行を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの便利帳の発行

第2項 計画的な行政運営の推進

【現況と課題】

本町では、八千代町第4次行政改革大綱や八千代町第3次行財政集中改革プランに基づき、行政需要の変化などに応じて、組織の見直しや効率的な行政運営に取り組んできました。今後はさらに、職員の資質を向上させる研修を充実させるとともに、部長制度の検討や組織の枠を超えた協業体制への対応など、柔軟かつ簡素で効率的な組織体制の構築を図っていく必要があります。

また、職員で構成する行革検討部会や行革推進本部での検討に加え、八千代町行政改革推進委員会の助言のもと、今後一層の行財政改革を断行していくとともに、プランの進行管理や町の財政状況を随時町民に公表し、ガラス張りの行政運営を展開していく必要があります。

《基本方針》

八千代町第3次行財政集中改革プランに基づき、計画的かつ効率的な行政運営と組織改革に努めるとともに、人材育成基本方針に基づき、職員の意欲と能力を最大限に引き出す取組を図り、優秀な人材の育成と定員の適正化を図ります。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
職員数	177人 (平成25年)	177人	定員適正化計画に基づき、職員数の現状維持に努める。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 人材育成と人事管理の適正化	○八千代町人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の確立を図るとともに、給与や人事管理の適正化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の実施 ・給与の適正化
	○職員の意欲と能力を引き出すため、職員研修計画に基づく研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種職員研修の実施
2. 計画的・効率的な行政運営	○計画的な予算編成を行うとともに、事務事業評価制度の活用により、効率的な行政運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の実施 ・実施計画の策定 ・業務棚卸の実施
	○組織の簡素合理化、効率的な行政体制となるよう適正な定員管理に努めるとともに機動力の高い組織の構築を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画の推進 ・適切な人員配置 ・組織機構の再編
3. 行財政集中改革プランの推進	○効率的な行政運営、健全な財政運営、情報公開と地域協働の推進を図るため、八千代町第3次行財政集中改革プランの推進に全庁的に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・行革推進委員会や推進本部、行革検討部会の開催 ・プランの進捗状況の管理と公表

第3項 健全な財政運営の推進

【現況と課題】

本町の財政は、歳入では自主財源の比率が低いため、国県からの補助金や地方交付税に依存していますが、地方交付税が大幅に減少しており、財源の確保が非常に難しい状況になっています。また、歳出では、社会保障費の増加や起債（借入金）の償還、特別会計への繰出金の増加などにより、投資的な事業に使える予算が減少しています。

本町ではこれまで、行財政集中改革プランにより、経費の節減や事業の見直し等に努めてきました。

今後とも、多様化する住民の要請に応えるため、行政経費全般の見直しを着実に実施するとともに、一層の経費節減と的確な歳入の確保に努め、効率的かつ健全な財政運営を行う必要があります。

《基本方針》

社会経済の変化と増大する行政需要に柔軟に対応できる安定的で持続可能な行財政運営を行うため、適切な財源の確保を図りながら、効率的かつ健全な財政運営に努めます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
経常収支比率※ ¹	86.7% (H25 年度)	85.0%	税収の確保と経常経費の抑制により、経常収支比率の改善を目指す。
実質公債費比率※ ²	13.3% (H25 年度)	12.5%	起債の抑制により、実質公債比率の改善を目指す。
町税等の現年度分徴収率	98.4%	98.9%	納付方法等利便性を図り、徴収率の向上を目指す。

※ 1 経常収支比率

経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）が充当されている割合。

※ 2 実質公債比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 財源の確保	○税の賦課・徴収体制の充実を図るとともに、行政サービスにおける受益者負担の見直しや未利用財産の処分等、歳入の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正で公平な課税の強化 ・町税等徴収率の向上 ・納付方法の利便性確保 ・納税啓発活動の充実 ・計画的な基金の積立 ・ふるさと納税の推進 ・企業誘致の推進 ・未利用財産の活用と処分 ・有料広告の掲載 ・補助金、負担金の見直し ・使用料、手数料の見直し
2. 公有財産の適正管理	○公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、町有資産である土地や建物の適切な処分方法等を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳の整備 ・公共施設等総合管理計画の策定 ・特定目的基金の再編と(仮称)公共施設維持管理基金の創設の検討
3. 健全な財政運営	○的確な歳入の確保と実施計画による事業の実施、経費の節減を行い、計画的な予算編成に努めます。	・的確な配分による予算編成
	○事務事業の執行方法の改善や適正な歳出予算の執行に努め、徹底した内部管理費等の削減を図ります。	・経費の節減合理化
	○町の財政状況について、町民にわかりやすく公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と公表 ・公営企業の法適用化の検討

第4項 広域行政の推進

【現況と課題】

多様化する住民ニーズや地方分権の進展による権限移譲に対応していくためには、職務の専門性や広域的な連携が重要な課題となっています。

また、広域的な公共交通網や観光振興、企業立地など、共通の課題に対しては、近隣市町との協議会などを通じて、具体的な施策の検討を行い、対応していく必要があります。

現在、本町では、茨城西南地方広域市町村圏事務組合において、常備消防や病院群輪番制による緊急医療の確保、小児緊急医療の確保等に関する事務等を実施しており、今後とも、関係市町との連携を強化し、効率的な広域行政を運営していく必要があります。

下妻地方広域事務組合では、ごみ処理や葬祭場、し尿処理などを共同で行っており、今後も施設の効率的な運営と適正な管理を進めていく必要があります。

《基本方針》

国や県、近隣市町との連携強化を図り、多様化する行政ニーズや地方分権に対応した効率的な行政運営を行います。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 広域事務組合の適切な運営	○関係市町との連携により、一部事務組合 ^{※1} の効率的な運営と施設の有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合の適切な運営 消防施設の再配置、再整備 施設のPR等
2. 広域連携事業の推進	○広域圏における共通の課題に対して、県や関係市町との連携により、広域的な事業を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 県西地域産業活性化協議会 県西地方総合振興協議会 各種交通関係協議会への参加協力
3. 広域連携の強化	○地方分権による新たな行政課題に対応するため、県や近隣市町との連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携に関する情報収集 広域施設相互利用協定の推進

※1 一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。
（地方自治法 284 条 2 項）